

令和2年6月

中札内村議会定例会会議録

令和2年6月9日（火曜日）

◎出席議員（7名）

1番	欠員	2番	中西千尋君
3番	黒田和弘君	4番	大和田彰子君
5番	北嶋信昭君	6番	船田幸一君
7番	宮部修一君	8番	中井康雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長 森田匡彦君 教育長 高橋雅人君
農業委員会会長 出羽義幸君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	山崎恵司君	総務課長	川尻年和君
住民課長	高島啓至君	福祉課長	高桑佐登美君
産業課長	尾野悟里君	施設課長	成沢雄治君
中札内 消防署長	山澤康宏君	総務課 課長補佐	渡辺大輔君
住民課 課長補佐	角玄光代君		

◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 阿部雅行君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 中道真也君

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 岩崎孝哉君 書記 木村優子君

◎議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		議会運営委員会の報告
日程第3		会期の決定
日程第4		諸般の報告
日程第5		町村議会議員研修会への参加について
日程第6		閉会中の所管事務調査について
日程第7		村政・教育行政執行状況報告
日程第8	意見書案第1号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
日程第9	請願第1号	2021年度地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める請願
日程第10	請願第2号	2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の採択を求める請願
日程第11	報告第1号	継続費繰越計算書について
日程第12	報告第2号	繰越明許費繰越計算書について
日程第13	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第14	議案第31号	中札内村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第15	議案第32号	中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第16	議案第33号	中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第17	議案第34号	中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第18	議案第35号	中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第19	議案第36号	中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第20	議案第37号	中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第21	議案第38号	中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第22	議案第39号	中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第23	議案第40号	中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第24	議案第41号	中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

		て
日程第 2 5	議案第 4 2 号	中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 2 6	議案第 4 3 号	中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 2 7	議案第 4 4 号	中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 2 8	議案第 4 5 号	中札内村税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 9	議案第 4 6 号	中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 0	議案第 4 7 号	中札内村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 1	議案第 4 8 号	中札内村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 2	議案第 4 9 号	中札内村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 3	議案第 5 0 号	中札内村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 4	議案第 5 1 号	中札内村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 5	議案第 5 2 号	財産の購入について
日程第 3 6	議案第 5 3 号	財産の購入について
日程第 3 7	議案第 5 4 号	工事請負契約の締結について
日程第 3 8	議案第 5 5 号	工事請負契約の締結について
日程第 3 9	議案第 5 6 号	工事請負契約の締結について
日程第 4 0	議案第 5 7 号	工事請負契約の締結について
日程第 4 1	議案第 5 8 号	令和 2 年度中札内村一般会計補正予算について
日程第 4 2	議案第 5 9 号	令和 2 年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第 4 3	議案第 6 0 号	令和 2 年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
日程第 4 4	議案第 6 1 号	令和 2 年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について
日程第 4 5	議案第 6 2 号	令和 2 年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

◎開会宣告

○議長（中井康雄君） それでは、ただいまの出席議員数は7人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年6月中札内村議会定例会を開会いたします。

なお、村は夏場の効率的な職務執行のため、6月1日から9月30日の間、クールビズが取り組まれています。

議会においても同様の取扱いとし、会議中に上着を着用しないことを認めますので、各自、暑さ対策を行ってください。

また、新型コロナウイルス感染防止対策として、会議中のマスクの着用をお願いいたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中井康雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番中西議員と3番黒田議員を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会の報告

○議長（中井康雄君） 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会が終了し、報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

宮部議会運営委員会委員長。

（宮部修一議会運営委員会委員長登壇）

○議会運営委員会委員長（宮部修一君） おはようございます。

令和2年度中札内村議会6月定例会について、6月2日、副村長及び総務課長の出席のもとで、議会運営委員会を開催し、運営について協議を行いましたので、その内容をご報告いたします。

今定例会への村長提案は、報告が2件、諮問が1件、議案が32件であり、報告は、継続費繰越計算書と繰越明許費繰越計算書の2件で、諮問は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての1件、議案については、固定資産評価審査委員会委員の選任同意が1件、農業委員会委員の任命同意が13件、条例改正が7件、財産の購入が2件、工事請負契約の締結が4件、一般会計及び特別会計の補正予算が5件となっており、その他、村政及び教育行政執行状況報告がなされます。

また、国の令和2年度第2次補正予算が成立し、地方創生臨時交付金の対象となる事業予算が整理できた場合は、令和2年度一般会計補正予算が追加議案として提案されますが、これについては最終日17日に審議をお願いします。

また、議会提案等では、諸般の報告、町村議会議員研修への参加計画、閉会中の所管事務

調査通知であります。

意見書・請願等につきましては、意見書が1件、請願2件と陳情2件が提出されており、請願2件は所管の総務厚生常任委員会に、2件の陳情については資料配布の取扱いといたしました。

会期につきましては、本日から17日までの9日間であります。

一般質問は、3名から3問の質問が出ておりますが、17日最終日に行く予定であります。質の高い政策論議となりますよう、お願いいたします。

以上、協議内容について、ご報告いたします。

○議長（中井康雄君） 報告が終わりました。

◎日程第3 会期の決定

○議長（中井康雄君） 日程第3、会期の決定を議題にいたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から6月17日までの9日間にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月17日までの9日間に決定いたします。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（中井康雄君） 日程第4、諸般の報告をします。

3月定例会以降、閉会中における議会の活動状況と監査委員の例月出納検査報告書については、印刷したものをお手元に配布しましたので、了承願います。

◎日程第5 町村議会議員研修会への参加について

○議長（中井康雄君） 日程第5、町村議会議員研修会への参加についてを議題にします。

局長より説明をします。

○議会事務局長（岩崎孝哉君） それでは、各議員研修会参加計画書についてご説明いたします。

赤ナンバー3番から6番が参加計画書でございます。

まず、赤ナンバー3番をご覧ください。

北海道町村議会広報研修会参加計画書ですが、中札内村議会会議規則第129条の規定に準じ、北海道町村議会議長会主催による町村議会広報研修会に、閉会中における議員研修として参加するものです。

目的は、議会広報の編集技術の向上と普及発展に資するためであり、参加者は、議会広報特別委員会委員4名と議会事務局2名の計6名で参加するものです。

期間は、令和2年8月24日、25日の二日間。

開催地は札幌で、ポールスター札幌を会場として開催予定でございます。

次に、赤ナンバー4番をご覧ください。

十勝町村議会議員研修会参加計画書ですが、中札内村議会会議規則第129条の規定に

準じ、十勝町村議会議長会主催による十勝町村議会議員研修会に、閉会中における議員研修として参加するものです。

目的は、議員の研鑽と資質の向上を図るためであり、参加者は、全議員7名と議会事務局2名の計9名で参加するものです。

期間は、令和2年10月7日。

開催地は上士幌町で開催予定でございます。

次に、赤ナンバー5番をご覧ください。

南十勝町村議会議員研修会参加計画書ですが、中札内村議会会議規則第129条の規定に準じ、南十勝町村議会主催による南十勝町村議会議員研修会に、閉会中における議員研修として参加するものです。

目的は、議員の研鑽と資質の向上を図るためであり、参加者は、全議員7名と議会事務局2名の計9名で参加するものであります。

期間は、当番町村議会が決定する日とし、開催地は大樹町で開催予定でございます。

続きまして、赤ナンバー6番をご覧ください。

二村議会議員研修会参加計画書ですが、中札内村議会会議規則第129条の規定に準じ、二村議会議員研修会に、閉会中における議員研修として参加するものです。

目的は、議員の研鑽と資質の向上を図るためであり、参加者は、全議員7名と議会事務局2名の計9名で参加するものであります。

期日は、当番町村議会が決定する日とし、開催地は更別村で開催予定でございます。

以上、各研修会参加計画書の説明といたします。

○議長（中井康雄君） 説明が終わりました。

お諮りします。

町村議会議員研修会の参加については、会議規則第129条の規定により、派遣承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、町村議会議員研修会の参加を計画書のとおり派遣承認することに決定しました。

◎日程第6 閉会中の所管事務調査について

○議長（中井康雄君） 日程第6、閉会中の所管事務調査についてを議題にします。

局長より説明をします。

○議会事務局長（岩崎孝哉君） それでは、所管事務調査通知書について、ご説明いたします。

赤ナンバー7番から10番までが所管事務調査通知書でございます。

まず、赤ナンバー7番、所管事務調査通知書ですが、総務厚生常任委員会と産業文教常任委員会による合同調査で、会議規則第73条の規定により、両委員長から議長に通知を行うものです。

調査の事項は、両委員会による所管事務調査であり、目的は、村内各施設の運用・活用状況及び各事業の執行状況の調査のため、現地調査を行うものです。

方法は、両委員会の合同調査であります。

期間は、調査が完了するまでとし、随行・説明は各担当課職員及び議会事務局員に同行を

求めるものです。

次に、赤ナンバー 8 番の所管事務調査通知書ですが、産業文教常任委員会による村内における農作物作況調査で、人員は、委員会委員 4 名。

期間は、令和 2 年 9 月上旬といたします。

また、この調査は、農業委員会との合同調査を予定しております。

次に、赤ナンバー 9 番の所管事務調査通知書ですが、総務厚生常任委員会の所管事務に係る村内の行政推進状況の調査を行うもので、調査期間は、調査が完了するまでであります。

次に、赤ナンバー 10 番、所管事務通知書ですが、産業文教常任委員会の所管事務に係る村内の行政推進状況の調査を行うもので、調査期間は、調査が完了するまでであります。

以上、各委員会の所管事務調査通知書の説明といたします。

○議長（中井康雄君） 説明が終わりました。

お諮りします。

閉会中における所管事務調査として、通知のありました総務厚生常任委員会及び産業文教常任委員会の調査については、会議規則第 7 3 条の規定により、これを承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の所管事務調査を、通知書のとおり承認することに決定しました。

◎日程第 7 村政・教育行政執行状況報告

○議長（中井康雄君） 日程第 7、村政執行状況報告及び教育行政執行状況報告について、村長と教育長から申し出がありますので、これを許します。

はじめに、森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 定例会の開会にあたり、3 月以降の村政執行状況の主なものについてご報告申し上げます。

以下、所管別に報告させていただきますが、一部印刷をもって配付させていただいておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

はじめに、国から本村への第一次配分の交付限度額として、約 5,100 万円と示されている、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用については、感染拡大の防止及び地域経済や住民生活の支援のための事業計画を作成し、感染拡大防止のための施策として、役場執務室の分離配置や放課後児童クラブ室の除菌換気設備の設置等を計画し、地域経済支援のための施策として、商工業経営支援金や休業要請支援金等を計画しております。

本定例会において、補正予算を提出させていただいておりますので、趣旨をご理解の上ご審議いただくようお願いいたします。

それでは、総務課所管事項について申し上げます。

総務グループについてですが、職員研修では、今年度採用の職員を対象とした新任職員等研修会を、4 月 17 日に開催しました。

研修内容としては、求められる職員像やまちづくり計画、重点施策などについて、私も含めた各担当管理職等が講師となって行っております。

高齢者が運転する自動車の交通事故防止を図ることを目的とした、高齢者安全運転サポ

ート補助金は、管内の自動車販売協会連合会に本補助金の趣旨や概要を周知するとともに、広報紙等による制度の周知にも取り組んでおります。

すでに、安全運転支援装置を搭載している自動車の購入に対し2件の助成を行っており、販売店や村民から複数の問い合わせを受けている状況であります。

消防団につきましては、4月1日付で新たに2名が入団し、第二分団に配属されており、現在の消防団員数は、団長以下60名となっております。

例年6月上旬に実施しております消防団演習については、新型コロナウイルス感染防止のため、今年度は中止しております。

次に、企画財政グループについてですが、第1回行政区長会議を農村地区は4月9日に、市街地区は4月16日に開催し、村政執行の基本方針や予算概要などについて説明するとともに、行政運営全般に関する意見や提言をいただいております。

国による新型コロナウイルス感染症緊急経済対策である特別定額給付金については、5月末時点で1,912世帯中、全体の92.7%を占める1,773件の申請を受けており、6月3日までに1,748世帯へ支給しております。

次に、住民課所管事項について申し上げます。

住民グループについてですが、例年実施しておりますクリーンなかさつないは、5月10日に予定しておりましたが、今般の新型コロナウイルス感染症による緊急事態措置の期間内でもあるため、村内関係団体や行政区へ密な状態を避けた自主的な活動として依頼を行った結果、春から秋までの期間において、10団体・行政区で清掃活動等の取り組みが予定されております。

今年度の狂犬病予防接種は、4月と5月に3日間、村内21カ所で実施し、146頭の飼い犬がワクチン接種を終えております。

例年、6月15日に執り行ってまいりました平和祭ですが、新型コロナウイルス感染の恐れが払拭できない中にあるため、遺族会及び社会福祉協議会と協議のうえ、特例的に中止を判断いたしました。

なお、当日は午前10時のサイレンを合図に、村民の皆さまには黙祷を捧げていただくようお願い申し上げます。

次に、福祉課所管事項について申し上げます。

福祉グループについてですが、新型コロナウイルス感染症の流行により、影響を受けている子育て世帯への生活の支援を目的とした子育て世代への臨時特別給付金は、児童手当の6月定期支給に合わせて、213世帯に対し、児童ひとりにつき1万円を上乗せして、370万円を支給しております。

主に高齢者を対象とした運動教室「地域まるごと元気アッププログラム(通称:まる元)」は、新型コロナウイルス感染症の拡大予防のため開催を見合わせておりますが、登録者67名には、自宅でできる体操のリーフレット送付と電話による体調の確認を行ってきております。

また、高齢者への対応として、独居、高齢者夫婦世帯、在宅介護サービス利用者、ポロシリ大学生、社会福祉協議会事業の参加者などにも同様のリーフレットを送付し、情報無線や広報を活用して、長引く自粛生活による筋力の低下などの健康2次被害の予防や安否確認のほか、悪質商法への注意喚起を呼びかけております。

次に、保健グループについてですが、各種健診では、国保特定健診、後期高齢者の健診、がん検診などの申し込みを5月22日まで受け付け、延べ251名の申し込みとなっております。

巡回健診は、6月19日から23日まで、感染症拡大防止に留意し「3密」を避けるため、健診会場を保健センターから村民体育館へ移し、上札内交流館の2会場での実施を予定しております。

健診後の結果から疾病の早期発見と予防に努めてまいります。

村民の食生活改善と生活習慣病の予防を目的とした七色献立プロジェクトの取り組みの一つであります健康ポイント事業は、6月1日よりスタートしております。

この事業は、日々の歩数計測や保健センターなどに設置する血圧計・体組成計での測定、健康づくりに関するイベント等への参加によりポイントを加算し、最終的に貯まったポイントを商品券と交換いたします。

今年度からは集めたポイントを村内の小・中学校へ寄付ができるようになりました。

本年度は、村民の皆さんが、人混みを避けての散歩や運動を楽しみながら続けていただけるよう、ポイントの加点方法などを一部変更しているほか、無料コースまたは有料によるチャレンジコースを選択し、参加者の健康意識や個々のペースに合わせて参加できる方法を取り入れ進めております。

次に、保育園関係についてですが、中札内きらきら保育園は、4月1日に入園式を行い108名が新年度を迎えました。

新型コロナウイルス感染症による国の緊急事態宣言を受けて、4月20日以降、家庭での保育が可能なご家庭に協力をいただくとともに、園内での感染予防対策を徹底して、保育園は休園せずに規模を縮小して保育を継続してまいりましたが、5月28日より通常保育を再開しております。

次に、産業課所管事項について申し上げます。

農業関係では、昨年度よりも若干遅い時期からの本格的な作業となりましたが、各作物の生育状況はおおむね順調となっております。

しかし、4月下旬や5月中旬以降に気温が低い日が続いており、今後の好天に期待し、順調な生育を願っているところです。

食育・地産地消では、食の推進パートナー登録制度の普及や利用店舗の拡大を目指して、村内16店に参加していただき、食の応援団のお店スタンプラリーを5月から9月までの期間で実施しております。

また、新たな取り組みとして、6月からはSNSを活用したPRキャンペーンも実施しております。

大規模草地育成牧場については、5月15日から順次、各牧区での放牧を実施しており、5月25日時点で放牧350頭、舎飼415頭を受け入れております。

林業関係では、村有林整備工事として、植栽4.58ヘクタールを完了し、下刈14.83ヘクタール及び間伐25.12ヘクタールの発注を行っております。

新型コロナウイルス感染症に係る経済支援関係では、村商工会で実施した地域応援プレミアム商品券事業は、5月10日に販売が行われ即日完売しております。

なお、国の緊急事態宣言期間の延長に伴い、利用期間を7月31日までから8月31日までに延長したところです。

なお、利用期間の延長については、村民への周知が十分でなかった面もあり、今後、同様な取り組みを行っていく場合には改善してまいります。

また、飲食業や対面により顧客と接触があるサービス業等の事業者が連休中に休業したことを支援する休業支援金は5月20日に51事業者に対して、975万円を支給しております。

このほか、中札内商工共通商品券運営委員会が社会貢献事業として実施している村民向けの感染予防用マスクの斡旋事業は、5月27日から販売を行っております。

緊急事態宣言の延長により、北海道の休業等要請期間が延長され、道では休業協力、感染リスク低減支援金の追加支給を決めたところではありますが、本村においても道支援金の上乗せ支給を行う緊急事態措置休業要請支援金、国の持続化給付金の支給対象外事業者や給付金の上乗せを行う商工業経営持続化支援金などの施策も今定例会に補正予算として提案しておりますので、趣旨をご理解の上ご審議いただくようお願いいたします。

なお、国においては令和2年度の2次補正予算の検討が進められておりますが、本村においても国の動向に注視しつつ、段階的な支援策を講じてまいります。

観光関係では、札内川園地については、4月25日に関係者による安全祈願祭を行いオープンしておりますが、キャンプ場の利用につきましては、準備を整え6月6日からのオープンとしております。

なお、今年度のやまべ放流祭につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、中止を決定させていただきました。

道の駅では、連休期間中の推定来場者数は、約5,000人となっており、昨年の同時期と比較して、93.7%の減となりました。

なお、連休終了後の5月7日からは一部時間を短縮して営業を行っていましたが、現在は通常営業を再開しております。

次に、施設課所管事項について申し上げます。

定住促進関係では、民間賃貸住宅家賃助成は、4月1日現在で44件の継続認定を行うとともに、新規対象者の受付を随時行っております。

村営住宅関係では、随時募集住宅で2件の入居を決定しております。

公園管理関係では、委託業務の発注を終え、公園の供用開始を行うとともに、適正な維持管理に努めております。

道路維持関係では、道路路面清掃を実施しており、管渠清掃や舗装等の補修についても随時作業を取り進めております。

工事等の発注関係では、中札内交流の杜道取付道路拡幅工事、堆肥処理施設舗装補修工事、道道清水大樹線水道管移設工事などの発注を終えております。

なお、新庁舎外構整備工事、消防庁舎増設に伴う各工事、あけぼの団地ストック改善工事につきましては、議決案件として、本定例会に議案を提出しております。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長（中井康雄君） 次に、高橋教育長。

（高橋雅人教育長登壇）

○教育長（高橋雅人君） 定例会の開会にあたり、3月村議会定例会以降の教育委員会所管事項の主なものについてご報告させていただきます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症に対応した学校教育等の状況についてですが、北海道教育委員会からの要請を受け、5月31日まで臨時休業期間といたしました。

この間、保護者の皆様のご理解、ご協力をいただき心より感謝を申し上げます。

休業期間中は、段階的に学校教育活動を再開できるように、5月18日から、子どもたちの心身の負担に配慮した分散登校を実施し、6月1日から学校を再開しております。

再開にあたっては、文部科学省が公表した「学校における衛生管理マニュアル」により、感染リスクをゼロにすることはできないという事実を前提としながらも、子どもたちの学びを保障していくため、感染のリスクを可能な限り低減した中で教育活動を行ってまいり

ます。

学校での新しい生活様式のポイントとして、体育以外でのマスクの着用、定期的な換気、手洗い・消毒の実施、身体的距離の確保などにより、感染リスクを避けること。また、差別や偏見のない適切な行動をとるなどの学習指導に取り組んでまいります。

また、各学校において、1学期に予定していた修学旅行や運動会などは2学期以降に延期するとともに、夏期休業も授業時数の確保のためにそれぞれ短縮いたします。

次に、今年度の各小・中学校の状況であります。学校別の児童生徒数は、中札内小学校が14学級の217人で、前年比9人の増加、上札内小学校が5学級の16人で前年と同じ、中札内中学校が9学級の110人で前年比3人の増加となり、新入学児童39人、生徒40人を迎え、4月8日に入学式を行いました。

また、新たに16人の教職員を迎え入れ、今年度の学校教育活動を開始しております。

通学費等助成事業は、5名の申請があり、5月に開催した教育委員会会議において承認しております。

今年度の全国学力・学習状況調査及び全国体力・運動能力、運動習慣等調査は、新型コロナウイルス感染症の拡大や休校の影響などを考慮し実施しないこととなりました。

次に、社会教育の状況ですが、ポロシリ大学は、入学式は実施できませんでしたが、7月からはクラブ活動を開始し、その後の状況に応じて定例授業を行ってまいります。

アートのまちづくり推進事業についてですが、子どもたちが大学生とのふれあいを通して学ぶ子どもアートプロジェクトは、今年度は取りやめといたします。

また、今年度訪問を受ける川越市との交流事業、南砺市との交流事業及び、予定を3月から7月に延期して実施しようとした国際交流派遣研修事業も中止といたしました。

ファツィオリピアノ開きコンサートについては、ユーチューブ配信により、今月中に収録して、7月1日からの配信を予定しております。

中札内村民プールは、6月1日にオープンし、土曜日・日曜日となる6日と7日を無料開放とし、6月から8月まで、一般向け・子ども向けの水泳教室や水中エクササイズを6講座で延べ24回実施する予定です。

野外施設の使用開始状況ですが、緊急事態宣言中ではありましたが、村民の体力低下の懸念から、5月7日から札内川総合運動公園と上札内パークゴルフ場をオープンいたしました。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます

○議長（中井康雄君） これで各執行状況の報告は終わりました。

◎日程第8 意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

○議長（中井康雄君） 日程第8、意見書案第1号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題にします。

お諮りします。

この意見書案については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思いますが、このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号については、提案理由の説明を省略することに決定しまし

た。

意見書案第1号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

意見書案第1号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

意見書案第1号、木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を採決します。

この意見書案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 請願第1号 2021年度地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める請願

◎日程第10 請願第2号 2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の採択を求める請願

○議長(中井康雄君) この際、日程第9、請願第1号、2021年度地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める請願、日程第10、請願第2号、2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の採択を求める請願の2件を一括して議題とします。

ただいま議題となっています請願第1号と請願第2号の2件については、会議規則第92条第1項の規定により、所管の総務厚生常任委員会に付託します。

なお、この請願の委員会審査は、この会期中に終了し報告願います。

◎日程第11 報告第1号 継続費繰越計算書について

○議長(中井康雄君) 日程第11、報告第1号、継続費繰越計算書についてを議題にします。

地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき報告を求めます。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) 報告案件の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、令和元年度から実施しております、役場庁舎建設事業について、継続費繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、ご理解くださいますようお願い

い申し上げ、報告といたします。

○議長（中井康雄君） 補足説明、川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 報告第1号、継続費繰越計算書について、補足説明を申し上げます。

議案書の2ページをお開きください。

継続費繰越であります。大規模な建設事業などで事業が2年以上となる確実な場合に行うものでございます。

今回、令和元年度当初予算で、令和2年度までの継続費の設定を行いました2款総務費の役場庁舎建設事業について、すでに議決をいただいている補正予算で、本工事の進捗状況に合わせて、年割額を変更しており、令和元年度の支出が確定したため、令和元年度年割額のうち、残額2億7,787万2,000円を令和2年度に繰り越すものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 説明が終わりました。

報告第1号、継続費繰越計算書については、報告済みとします。

◎日程第12 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（中井康雄君） 日程第12、報告第2号、繰越明許費繰越計算書についてを議題にします。

地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき報告を求めます。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 報告案件の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、令和元年度に一般会計補正予算で繰越明許費の設定を行った各事業について、繰越明許費繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。報告といたします。

○議長（中井康雄君） 補足説明、川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 報告第2号、繰越明許費繰越計算書について、補足説明を申し上げます。

議案書の4ページをお開きください。

繰越明許費繰越計算書についてであります。令和元年度に繰越明許費の設定を行いました2款総務費のふるさと納税事業、6款農林業費の堆肥処理施設攪拌機ロータリー製造委託事業と道営担い手畑総事業札内側右岸北部地区負担金、7款商工観光費の地域応援プレミアム商品券事業補助金、10款教育費の中札内小学校と中札内中学校における情報推進ネットワーク環境施設及び情報機器整備事業と文化創造センターボイラー更新工事の計7件であります。

7件の合計3億3,240万7,000円を令和2年度へ繰り越ししておりますので、報告いたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 説明が終わりました。
報告第2号、繰越明許費繰越計算書については、報告済みとします。

◎日程第13 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（中井康雄君） 日程第13、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題にします。

大和田彰子君は、地方自治法第117条の規定により、除席の対象となりますので、退場を求めます。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） ただいま、議題に供されました人権擁護委員の推薦について、ご説明申し上げます。

現職の大和田彰子氏は、来る6月30日に任期満了となることから、釧路地方法務局長より後任の推薦依頼がありましたので、引き続き大和田氏を人権擁護委員として推薦しようとするものであります。

なお、委嘱発令は令和2年10月1日、任期は3年間とされておりますが、人権擁護委員法に基づき、それまでの期間は職務を継続いただくこととなります。

大和田氏は、人格識見ともに優れており、最適任者と存じますので、よろしくご審議、ご決定下さいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

諮問第1号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番船田議員。

○6番（船田幸一君） 大和田議員の人権擁護委員の候補者推薦について、基本的に賛成をいたします。

ただし、今後の在り方につきましては、事前に全員協議会などに諮っていただき、推薦していただきたいと望むものであります。

なぜなら、議員一人ひとりの立場が対等であり、執行者の指名提案は平等の原則からして、著しく公平さを欠くものではないでしょうか。

公選法に抵触しない委員とはいえ、執行者が特定議員を指名推薦することには、他の議員軽視との疑念が生じてしまいませんか。

見解を求めます。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵一君） 人権擁護委員の推薦につきまして、大和田氏を推薦させていただきました。

ご指摘のとおり、現職の議会議員であるということを考えれば、事前に全員協議会等でお諮りをするというのは一つの方法としてやるべきでなかったかなど。

そういったところについては、熟慮が足りなかったということで、この場を借りて謝らせていただきたいというふうに思います。

当然、人権擁護委員につきましては、識見者ということで、かつ2期目の委員ということで、これまでの人権擁護委員としての任期のこともありまして、その識見等につきまして

も当然問題がないということで再任をさせていただきたいということでいたわけです。

そのことによって、全員協議会等に諮る等の行為、ご報告をする機会を逸していたということについて、今後につきましては、熟慮をしてみたいというふうに思っているところでございます。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） それでは、これで質疑を終わります。

この事件は人事案件ですので、討論を省略したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、討論は省略することに決定しました。

お諮りします。

ただいま議題となっております諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任者とするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は、被推薦者を適任者とするに決定しました。

大和田彰子君の入場を許可します。

◎日程第14 議案第31号 中札内村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を 求めることについて

○議長（中井康雄君） 日程第14、議案第31号、中札内村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

中札内村固定資産評価審査委員会委員のうち、佐藤芳夫氏が8月9日をもって任期満了となりますので、再度選任いたしたく、地方税法第423条の規定に基づき、議会の同意を得たくご提案いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中井康雄君） 議案第31号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この事件は人事案件ですので、討論を省略したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、討論は省略することに決定しました。

議案第31号、中札内村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることに

ついてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

休憩をしたいと思います。

11時まで休憩をいたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時59分

○議長(中井康雄君) 皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

◎日程第15 議案第32号 中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

◎日程第16 議案第33号 中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

◎日程第17 議案第34号 中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

◎日程第18 議案第35号 中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

◎日程第19 議案第36号 中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

◎日程第20 議案第37号 中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

◎日程第21 議案第38号 中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

◎日程第22 議案第39号 中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

◎日程第23 議案第40号 中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

◎日程第24 議案第41号 中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

◎日程第25 議案第42号 中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

◎日程第26 議案第43号 中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

◎日程第27 議案第44号 中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長(中井康雄君) この際、日程第15、議案第32号から、日程第27、議案第44

号までの中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての13件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) ただいま、一括上程議案に供されました、提案の趣旨についてご説明申し上げます。

中札内村農業委員会委員につきましては、7月19日をもって任期満了になることから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、村内全域からの推薦及び団体等から推薦がありました13名の方を新たに任命しようとするものであります。

なお、委員の任期は、令和2年7月20日から令和5年7月19日までであります。

詳細につきましては、農業委員会事務局長より説明申し上げますので、ここに議会の同意を得たくご提案いたしますので、よろしく願い申し上げます。

○議長(中井康雄君) 補足説明、中道農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長(中道真也君) それでは、議案第32号から議案第44号、中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、補足説明をさせていただきます。

黒ナンバー11番、議案関係資料の1ページ及び2ページをお開きください。

農業委員の選任につきましては、前回改選のありました平成29年から公選制から市町村長による任命制に改正されたところでございます。

7月19日、任期満了となる中札内村農業委員会委員の改選につきましては、3月16日から4月14日の期間で、村内全域からの推薦及び団体等からの推薦、一般からの公募を行い、定数13名に対して、地区からの推薦が10名、団体からの推薦が3名あったところでございます。

このうち、表中、議案番号32番阿部敏博氏、33番出羽義幸氏、34番鎌田正則氏、35番小山秀樹氏、36番島次孝至氏、37番眞野盛昭氏、38番埤田隆志氏、39番西野松男氏、40番八田富雄氏、42番水崎保好氏の10名の方が地区から推薦があった方でございます。

なお、地区推薦のあった10名のうち、経営移譲されました34番鎌田正則氏を除く9名の方が認定農業者であり、農業委員会等に関する法律第8条第5項に基づく認定農業者が過半数を占めるという要件を満たしてございます。

また、議案番号41番松島孝幸氏、43番柚原洋子氏、44番李啓熙氏が各団体から推薦があった方でございます。

なお、3名の方は、農業委員会等に関する法律第8条第6項の基づく利害関係を有しない中立委員の任命という要件を満たしてございます。

推薦がありました候補者については、中札内村農業委員会候補者評価委員会運営要項に基づき、5月15日、副村長を委員長とする評価委員会を開催し、審議の上、資料に記載の理由により、全員適任とし、同日付で評価結果を村長に報告しているところでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長(中井康雄君) これで提案理由の説明を終わります。

これから13件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この事件は人事案件ですので、討論を省略したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、討論は省略することに決定しました。

議案第32号、中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

議案第33号、中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

議案第34号、中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

議案第35号、中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

議案第36号、中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

議案第37号、中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

議案第38号、中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

議案第39号、中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

議案第40号、中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

議案第41号、中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

議案第42号、中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

議案第43号、中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

議案第44号、中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第28 議案第45号 中札内村税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第28、議案第45号、中札内村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、今般の新型コロナウイルス感染症に関連したまん延防止等の措置が、納税者等に及ぼす影響の緩和と減収補填を講ずるため、国において本年4月30日付けで公布・施行されました、地方税法等の一部を改正する法律のほか、関係政令並びに省令の一部改正に伴い、本村条例の内容を調整する必要が生じたことから、村税条例の一部改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、高島住民課長。

○住民課長（高島啓至君） 補足説明いたします。

黒ナンバー11番、議案関係資料の3ページをお開きください。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響等に関連した地方税法等の改正に伴う村税条例の一部改正で、附則に係る改正を、資料6ページの第1条、資料8ページの第2条改正と段階的に行うものとなりますが、新旧対照表による説明では分かりにくいいため、改正の概要をまとめた資料をもとに要点を抜粋し、説明させていただきます。

なお、各見出し最後に記載する括弧書きにつきましては、関係する附則条を示しておりますので、参考としていただければと思います。

まず、1、村民税の関係では、(1)の①に記載するとおり、今般の感染症の影響でイベントを中止した主催者に対して、払い戻し請求権を放棄した方の寄付金控除適用を規定するもので、文部科学大臣が指定したイベント等の入場料金の払い戻しを辞退し、確定申告の寄付金控除で申告した際に、個人住民税における税額控除の対象とするものであります。

なお、この寄付金控除の上限は20万円で、具体的な区分と寄付金対象の可否は表に示すとおりとなっております。

続きまして、4ページの(2)では、感染症の影響を受け、住宅建設入居が予定どおりに進まなかった際の住宅借入金特別税額控除の適用期限について、令和16年度分の個人住民税まで13年間延長するもので、具体的にはアからウの要件に該当する場合が対象となるものであります。

続きまして、その下、2、固定資産税の関係ですが、(1)は感染拡大防止の措置の影響を受け、厳しい経営となっている中小事業者等を対象とし、本年2月から10月までの任意3カ月間の前年度同期との売上高減少割合に応じて、対象事業者が所有する事業用家屋、償却資産の課税標準額に2分の1もしくは0を乗じる措置を、翌年度、令和3年度に限定して実施を行うものであります。

また、5ページ上段、(2)では感染症の影響を受けながらも、生産性の向上を図るため、新規で300万円以上の先端設備投資を行う中小事業者を支援するもので、その対象に、事業用家屋等を含めるとともに、従来の令和2年度までの適用期限を地方税法附則に準じて、令和4年度まで2年間を延長するものであります。

続きまして、その下、3、軽自動車税の関係では、現行の令和元年10月1日から令和2年9月30日までに取得した自家用自動車の環境性能割1%の臨時的軽減の期間を6カ月間延長し、令和3年3月31日までの取得を対象とするものであります。

次に、その下、4、その他、徴収猶予の関係では、感染拡大防止の措置に起因して、一定期間の事業収入が急減し、一時的に納付が困難と認められる場合において、令和3年1月31日までに納期が到来する村税を対象に、申請に基づき適用を行うものであります。

さらに、申請書類に不備があった際の訂正等は、現行の村税条例を準用し、通知を受け、20日以内に提出しない場合は取り下げとみなす規定を追加するものであります。

最後に、施行日につきましては、公布の日からとし、1の村民税関係で説明させていただきました(1)、(2)の規定については、令和3年1月1日からの施行といたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長(中井康雄君) これで提案理由の説明を終わります。

議案第45号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第45号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第45号、中札内村税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎日程第29 議案第46号 中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(中井康雄君) 日程第29、議案第46号、中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、令和2年度税制改正の大綱において、国民健康保険税課税限度額の引き上げとともに、軽減措置に係る5割軽減及び2割軽減の判定基準の見直しが表示され、国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、本村条例の内容を調整する必要性が生じたことから、国民健康保険税条例の一部改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、高島住民課長。

○住民課長（高島啓至君） それでは、補足説明いたします。

同じく黒ナンバー11番、議案関係資料の10ページをお開きください。

条例の改正概要を使い、説明させていただきます。

今回の改正は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、令和2年4月1日に施行されたことに基づく改正となります。

まず1点目は、課税限度額の引き上げで、基礎課税額は現行の61万円から63万円に、介護分は、現行16万円から17万円に引き上げとなります。

なお、後期高齢者支援金分につきましては、19万円のまま変更はございません。

2点目は、中低所得世帯に係る軽減措置の拡充となります。

国保税の算定において、前年所得に応じ、均等割と平等割を7割、5割、2割の率で軽減するものですが、このたびの改正により、5割軽減については、被保険者数に乘じる基準額を28万円から28万5,000円に。

2割軽減については、51万円から52万円にそれぞれ引き上げ、軽減対象世帯の拡充を図るものとなっております。

次に、11ページをご覧ください。

保険税率並びに税額につきましては、今般の新型コロナウイルス感染症対策の状況下でもあり、課税特例や納税猶予、減免措置などが講じられていることなども踏まえ、令和2年度においては、現行どおりの税率で据え置きをいたします。

なお、資料に記載はありませんが、北海道全体の保険給付費等の推計をもとに計算された今年度の本村の納付金額は、前年度より500万円ほど増額の1億7,317万円余りとなっておりますが、本村が実施する保険事業や特定健診に係る歳出分の加算、道からの交付金などの歳入を差し引きした後、収納率並びに保険税の軽減措置に対する助成額などを調整すると、全体で1億3,500万円ほど国保税を負担いただく必要が出てきます。

平成31年、令和元年度分の所得は、確定申告の期間延長などから確定はしておりませんが、今回の賦課限度額並びに軽減判定基準額の改正を踏まえた試算では、先ほど申し上げました保険税必要額に対し、200万円程度の収入不足が見込まれております。

不測の事態に置かれている中でもありますので、国保事業基金を充てることなども考慮しながら、令和2年度事業会計の適正運営に努めたいと考えております。

次に、ページ中断以下の附則第5条、第6条の改正につきましては、4月の臨時会における村税条例の改正でもありましたが、低未利用地等を譲渡した際の長期譲渡所得に係る課税特例の創設に関係して、必要な条項を加えるものであります。

最後に、施行期日ですが、本改正は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用いたしますが、附則の改正につきましては、法律施行の日の属する年の翌年1月1日からの適用となります。

なお、本改正内容につきましては、過日開催されました国民健康保険運営協議会において承認を得ておりますことをご報告申し上げ、補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第46号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 国保税の関係ですけれども、結果的に資料にあるとおり、2番目の税率並びに課税額の引き上げがないということで、今、補足説明も聞きました。

聞きましたが、平成30年度から国保制度が変わって、各町村でやっていた運営主体が北海道に移管となったという、このことからすると、保険税がかなり、本村の場合についてはアップ率が非常に高いということで、結果的に激変緩和措置ということで、各前年度から見て2%に抑えて6年間続けていくという、こんなことで平成30年度からスタートをしております。

それで、結果的に、いろいろ課長説明していて、200万円が不足する分については基金から入れることによって、そのことはカバーできるのだということで補足説明があったのですが、北海道の標準税率から見るとかなりの低い本村の状況の中で、理由として、新型コロナウイルスによって云々という今言ったようなことなのですが、何かちょっと非常に結果として私は大賛成なのですが、何か信じられないような数値の動きがあるのかなというふうに思うのですが、結果的には、国あるいは道の方で、その追いつかない激変緩和措置の分は、かなりの部分はそちらの方でカバーされているというそんな大枠の解釈をすれば分かるのでしょうか。

○議長（中井康雄君） 高島住民課長。

○住民課長（高島啓至君） あくまでも国の納付金につきましては、決まった定額でということで通知されておりますので、国や道においてその分を補てんするということはないかなというふうに思っています。

先ほど説明したとおり、とりあえず今年度は、軽減等々、納税猶予、こういうような措置をやっている中で税額を上げるということは、ちょっとこの状況下、できないという判断を村の方においてはしております。

なので、今後しないというわけではなくて、今こういう状況だからしないということで、来年できるか、再来年できるか分かりませんが、できるだけ当初考えていた6年間で平準化するというところまでは持っていきたいというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第46号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第46号、中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎日程第30 議案第47号 中札内村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第31 議案第48号 中札内村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条

例の制定について

○議長（中井康雄君） この際、日程第30、議案第47号、中札内村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、日程第31、議案第48号、中札内村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括して議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） ただいま、一括上程議案に供されました、提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、国における新型コロナウイルス感染症に感染した被用者の収入減少に対する緊急経済対策の一環として、市町村の国民健康保険及び後期高齢者医療における傷病手当金の支給に対し、特別調整交付金による特例的な財政支援が行われることに伴い、本村条例の一部改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、高島住民課長。

○住民課長（高島啓至君） 同じく、議案関係資料15ページをお開きください。

新旧対照表により説明をさせていただきます。

はじめに、国民健康保険条例の一部改正についてですが、条例の附則において、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金に関して、支給の条件及び給与等との調整に係る二つの見出しを追加するほか、支給対象、支給額、支給期間に係る規定3項と、給与額と傷病手当金の調整等に係る規定3項をそれぞれ見出し以下に付け加えるものとなっております。

まず、附則第3項では、給与等の支給を受けている国民健康保険の被保険者が、感染症の感染または発熱等による感染疑いにより、療養の必要性が生じ、仕事に就けない場合において、勤務することができなくなり、三日を経過した以降、勤務を予定していた期間を支給対象とするものです。

次の附則第4項では、1日当たりの傷病手当金の額を定めるもので、支給開始以前の直近3カ月の給与収入額を、実際に勤務した日数で割り返した額の3分の2相当の額とするものであります。

附則第5項は、傷病手当金の支給期限の上限を1年6カ月までと定めるものであります。

次に、見出し以下16ページにかけての附則第6項は、給与等の支給が一部でも受けられる期間は、傷病手当金の支給は行わないことを前提とするものですが、但し書きにより、一部支給される給与の額が、附則第4項により計算した3分の2よりも少額の場合は、その差額分を支給対象とする規定となっております。

次の附則第7項は、最終的に、被保険者が感染してしまった場合における給与または傷病手当金との差額調整を定めております。

附則第8項は、第7項の規定により、村が差額調整し支給した額については、被保険者の使用者である事業主から徴収する規定となっております。

最後になりますが、本条例の一部改正は、公布の日から施行し、傷病手当金の支給開始が令和2年1月1日から、規則によって別に定めようとする本年9月30日までの間である場合において適用を行うものであります。

なお、この改正内容につきましては、過日開催されました国民健康保険運営協議会において承認いただいておりますことを申し添えます。

また、関係予算につきましては、本定例会国保会計補正予算において、傷病手当金の所要見込み額を計上するほか、本村条例改正に合わせ、傷病手当金支給事務取扱要項を新たに整備し、申請から支給決定までの取扱いを別に定めることとしております。

続きまして、中札内村後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきまして、資料17ページの新旧対照表により説明いたします。

条例第2条は、本村において行う事務を規定する条文となっておりますが、第2条第7号の次に、7号の2として、北海道後期高齢者医療広域連合条例、附則第5条に規定する傷病手当金の支給申請に係る受付を追加し、先ほどの国保条例の改正と同様に、公布の日から施行するものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第47号、議案第48号、これらの2件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第47号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第47号、中札内村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議案第48号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第48号、中札内村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎日程第32 議案第49号 中札内村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第32、議案第49号、中札内村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、児童福祉法に基づく国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に準じて、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） それでは、補足説明をさせていただきます。

黒ナンバー11番、議案関係資料により説明いたしますので、18ページ、新旧対照表をお開き願います。

今回の改正は、国の基準省令に準じたもので、主に7点の改正となります。

説明の中でページが前後いたしますが、ご了承ください。

1点目は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保の見直しです。

現行条例第6条第1項では、家庭的保育事業者、小規模保育事業者や事業所内保育事業など、居宅訪問型保育事業者を除く家庭的保育事業者等は、保育の提供の終了後も、満3歳以上の児童の保育が継続的に提供されるよう、保育所や認定こども園等の連携施設を確保する必要があるとされています。

しかし、その確保が困難である状況を踏まえ、第6条に第2項を追加し、要件を満たすと認めるときは、連携施設の確保を不要とするものです。

25ページをお開きください。

附則第3条で、5年間の経過措置をさらに5年間延長し、10年とするものです。

24ページをご覧ください。

第45条に第2項を追加し、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業については、連携施設の確保をしないことができるとするものです。

戻って18ページをお開きください。

2点目は、代替保育の提供先について、第6条第3項で連携協力を行うものとして、小規模保育事業者もしくは事業所内保育事業者、またはこれらと同等の能力を有すると認めるものとしなければならないとしています。

3点目は、食事の提供及び経過措置期間延長についてです。

19ページの第16条第2項第4号は、家庭的保育事業の食事の提供に関し、連携施設等以外の村が適当と認める事業者からの外部搬入を可能とするものです。

24ページをお開きください。

附則の第2条第2項で、食事の提供に係る調理設備や調理員の規定の適用と、猶予する経過措置期間を10年とするものです。

20ページをお開きください。

4点目、第23条第2項第2号は、児童福祉法の改正に伴い、引用条項を改正するものです。

5点目は、避難用階段の構造についてです。

21ページの第28条の表は、小規模保育事業における保育室等を4階以上の階に設ける場合の避難用階段の構造について、建築基準法施行令等の改正により、文言及び引用条項を改正するものです。

第43条の事業所内保育事業についても同様の改正を行うものです。

6点目は、配置する保育士等の数の算定についてです。

第29条第3項では、小規模保育事業及び事業所内保育事業に配置する保育士等について、保健師、看護師に加えて、准看護師も保育士とみなすことができるとするものです。

第31条第3項、第44条第3項及び第47条第3項も同様の改正を行うものです。

7点目は、居宅訪問型保育の実施範囲の拡大についてです。

22ページをお開きください。

第37条第1項第4号は、母子家庭等の保護者の疾病、疲労、その他の身体上・精神上、もしくは環境上の理由により、家庭において養育を受けることが困難な乳幼児の居宅訪問型保育を提供することが可能にできるようにするものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第49号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第49号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第49号、中札内村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎日程第33 議案第50号 中札内村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第33、議案第50号、中札内村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正により、放課後児童支援員が修了すべき認定資格研修を実施できる者として、中核市が追加されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） それでは、補足説明をさせていただきます。

黒ナンバー 11 番、議案関係資料の 26 ページ、新旧対照表をご参照願います。

右側の改正後をご覧くださいと思います。

第 10 条は、職員の資格、人数を規定する条文ですが、放課後児童支援員が修了すべき研修の実施者に、中核市が追加されたことから、第 3 項の指定都市の後に所要の文言を追加するものです。

この改正は、放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の拡充を図ることを目的としており、本村においても中核市で実施する資格認定研修受講者の採用を可能とするものです。

併せて、下段附則第 1 条は、就学前の後の「子供」の「供（ども）」を平仮名に修正いたします。

なお、附則のとおり、改正後の条例の適用は、令和 2 年 4 月 1 日としています。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第 50 号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第 50 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 50 号、中札内村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 50 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 34 議案第 51 号 中札内村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第 34、議案第 51 号、中札内村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

(森田匡彦村長登壇)

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、令和元年10月の消費税率引上げに伴う、低所得者層の介護保険料の軽減及び新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免に係る申請書の提出期限の特例を定めようとするものです。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） それでは、補足説明いたします。

黒ナンバー11番、議会資料に基づき説明いたします。

条例の新旧対照表は後ほどご覧いただき、27ページに掲載する資料をご覧ください。

今回の改正は主に2点となります。

1点目は、低所得者の保険料軽減強化です。

現行の介護保険料は、平成27年度の介護保険法等の改正により、消費税を財源として、低所得者を対象とした介護保険料の一部軽減を、平成30年度から段階的に実施してきております。

その内容として、平成30年度は、所得が最も低い第1段階のみを対象とし、平成31年度からは、消費税10%の引き上げに伴い、保険料の軽減強化が国から示され、低所得者層の低い第1段階から第3段階を対象として、完全実施となる令和2年度の軽減額の2分の1を軽減し、令和2年度は、完全実施として新たな保険料率を設定する改正となります。

具体的には、令和2年度標記の表が、改正後の保険料を記載しておりますが、基準額として設定している第5段階の年額保険料4万8,000円に、第1段階は0.3を乗じて年額1万4,400円、第2段階は、0.5を乗じて年額2万4,000円、第3段階は、0.7を乗じて年額3万3,600円とするものです。

なお、28ページには、今回の改正に算定する対象見込み人数、保険料軽減による影響額、国・道などからの補てん額を掲載しております。

第1段階から第3段階までに該当する377人分の保険料軽減額の合計は136万9,200円となります。

保険料軽減強化分の負担割合は、国2分の1、道と村がそれぞれ4分の1となっており、国庫負担金68万4,600円、道負担金34万2,300円と村負担分34万2,300円を合算した136万9,000円が一般会計からの繰入額となり、本定例会の介護保険特別会計補正予算として計上しております。

なお、補正予算での補足説明は重複しますので省略させていただきます。

また、本条例の一部改正並びに軽減措置の概要は、過日開催されました介護保険運営協議会において説明の上、了承を得ておりますことを申し添えます。

29ページの新旧対照表の附則をご覧ください。

2点目の新型コロナウイルス感染症による保険料の減免に係る申請書の提出期限についてです。

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった方々に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行うとされたことを踏まえ、減免を行った保険者に対する財政支援が行われることとなりました。

減免申請書の提出期限は、第10条の規定で、普通徴収が納期限前7日まで、特別徴収は、前々月の15日までとじていますが、新型コロナウイルス感染症を理由とする場合は、

過去に遡って減免申請ができるように、改正附則で、適用を令和2年2月1日からとしようとするものです。

また、保険料の減免について、第10条第5号は、生活困窮者の減免の適用対象者が本人非課税を対象としているため、併せて改正しようとするものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第51号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第51号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第51号、中札内村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

ちょっと5分ほど早いと思いますけども、昼食の休憩にしたいと思います。

13時まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後13時00分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

◎日程第35 議案第52号 財産の購入について

○議長（中井康雄君） 日程第35、議案第52号、財産の購入についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、新庁舎議場音響映像システムを購入し設置するもので、随意契約により株式会社曾我と2,090万円で売買契約を締結しようとするものです。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 議案第52号、財産の購入について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー11番、議案関係資料31ページをお開きください。

本案件は、現在建設中の役場新庁舎における議場の音響映像システムを購入するものでございますが、本システムの購入に際し、随意契約による取り進めを行いました。

その理由として、議場の音響映像システムについては、北海道の多くの自治体が採用しているシステムを購入するもので、仕様においては、同等品の取扱いはず、物品を指定していること。

2点目として、電気配線工事が必要となることから、早期に納入業者を決定し、新庁舎電気設備の受注業者との協議を進めるため、競争入札に付することが適当でないと判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき取り進めたものでございます。

このことにより、競争入札と同様に取り扱い業者5社を選定し、随意契約の見積り合わせを行いました。

1社が見積り提出を辞退し、4社による見積り合わせを取り進めたところでございます。

その結果、決定業者は、株式会社曾我で、予定価格2,156万円に対し、最低価格は2,090万円、落札率は96.94%であります。

また、2番札は2,310万円でありました。

なお、32ページ及び33ページに概要書を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第52号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番北嶋議員。

○5番（北嶋信昭君） 今、ちょっと絵見て分からないのですけども、最初、コードの付いた音響を使うという話だったのですけど、議会の中でいろいろ議論して、コードレスの方がいいのではないかという話、そういうふうになったのかな。

○議長（中井康雄君） 川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 今、北嶋議員言われましたとおり、議論した中で、今回のマイクユニットにつきましては、赤外線無線方式ということで取り進めるものでございます。

○議長（中井康雄君） そのほか、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） それでは、これで質疑を終わります。

議案第52号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第52号、財産の購入についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎日程第36 議案第53号 財産の購入について

○議長（中井康雄君） 日程第36、議案第53号、財産の購入についてを議題にします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。
本案件は、堆肥化処理施設にホイールローダーを1台購入し配置するもので、随意契約によりコマツ道東株式会社帯広支店と2,200万円で売買契約を締結しようとするものがあります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） それでは、議案第53号の財産購入について、補足して説明させていただきます。

黒ナンバー11番、議案関係資料の34ページをお開き願います。

本案件は、堆肥化処理施設備品として、ホイールローダー1台を購入配置しようとするものです。

ホイールローダーにつきましては、数社で取扱い業者があるところですが、今回、機種をコマツWA380-8と指定し、指定機種を取り扱っている管内3業者から見積書を徴した結果、コマツ道東株式会社帯広支社と2,200万円で随意契約をしようとするものです。

購入する機種の選定につきましては、平成28年及び平成30年に導入したホイールローダーと同一メーカーの機種であり、作業者が操作方法に慣れていることや、作業効率、燃費等を考慮して、後進4段変速機能がある機種の選定を行ったところでございます。

35ページ以降に仕様書と外観図等を添付しておりますので、参考にいただければというふうに思います。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第53号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番北嶋議員。

○5番（北嶋信昭君） コマツということですが、これ何年ごとに入れ替えるのかなということ、多分、自分の見ている中においては、あそこの作業というのはそんなに重労働でなくて、ただ堆肥を攪拌するときを使うのと移動だけに使っているという気がするのですが、このホイールローダーを何年で入れ替えているのか。

それから、下取りはどうだったのかを聞きたいと思います。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） ホイールローダーの入れ替えですが、前回入れ替えたときには平成18年に購入を行っています。

従いまして、14年程度使ってきたの更新ということになります。

2点目の下取りの部分でございますけれども、基本的には、購入は購入、売却は売却という整理で、今回、別途車両の売却を行いたいというふうに考えてございます。

確かに北嶋議員がおっしゃるとおり、車両購入した際に下取りをしていただくという方法もあるかと思えますけれども、先ほど申したとおり、まず購入は購入、売却は売却という整理で進めるということと、一般論的に言えば、売却の方が若干高く販売できるのではないかということも考えまして、今回、別に改めて売却するという方法を取らせていただきたいというふうに思っています。

○議長（中井康雄君） 5番北嶋議員。

○5番（北嶋信昭君） 下取りの方が下取りに出すよりも別売りの方が高く売れるのは当然なのですが、ただ、12年というのはどうなのですかね。

これ、何か何年で入れ替えるとか何とかってそういう規定みたいのあるのですかね。

これはどうなのですかね。

村で言っているのか、指定管理者が言っているのか。こういう入れ替えに関してのことに対しては。

どういう考え方で入れ替えというふうに基本があるのか。

あるのなら教えていただきたいと思えます。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 入れ替えの基準ですけれども、明確に何年経ったら入れ替えるといったことの基準を設けているわけではございません。

今回、指定管理者と協議をする中で、例えば、施設ですとか設備の更新の年次別の計画をある程度立てながら、指定管理者とは協議を行っておりまして、今回のホイールローダーにつきましても、基本的に10年等を経過したということもございまして、年次的に入れ替えの検討作業を進めてきたところです。

○議長（中井康雄君） 5番北嶋議員。

○5番（北嶋信昭君） たまにしか行かないのですが、見る限り、そんな使えなくなるような外見でもないようだし、使えるのでないかということですし。

先ほどの中に、攪拌ロータリーを入れたり、この堆肥化施設に対しては、村として莫大な金がかかっているわけですが、我慢できるところは我慢していかなくてはならないという基本をある程度考えていかないと。

攪拌ロータリーもそうなのだろうけども、壊れてしまったら部品がないとかって。

そういう世界の中で今までやってきたのかなという気もするのですが、もう少しいろいろな面で検討していただかないと。

それと、堆肥化施設は、今年から多分倍になったのかな、単価。倍近くになったと思うのですよね。

農家はこれに対して本当に使えるのかなという、これはちょっと話ずれるのだろうけども、そういう中において、やっぱり機械をどんどん入れ替えていくとか、簡単に壊れるようなものを入れていくということではなくて、長い目で見ていながら、我慢できるところは我慢して行って、やっぱり農家に負担をかけないようにしていかないと。

こういうことが全部堆肥の単価に返ってくるわけですよ。

その辺をしっかりと、これ決まってしまったのだろうけども、今後に対して、やっぱりそういうものを十分検討していただきながら、何とか安い堆肥をいっぱいつくっていただくという堆肥化施設にしてほしいと思えます。

○議長（中井康雄君） ご意見としてお伺いしたいと思います。

ほかに質疑ございますか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 先ほど説明の中で、今回随意契約でということで、数社から見積りは取られたというような話は聞いたのですが、その中でやっぱりコマツさんが一番安かったのかどうかということをお聞きいたします。

それと今、北嶋議員もおっしゃっていたように、下取りの関係ですけれども、前回も確か下取りに出さないで、違う部署で使うですとか、もしかしたら売却する方向でという話だったと思うのですが、結局どこの部署でも使えなくて、多分堆肥化センターで動いていたと思うのですが、ここで使っているショベルというのはかなり大きなものから、普通一般の農家さんで使えるようなショベルの大きさではないと思うのですよね。

それでほかに売却をするといってもなかなか私は売れないのではないのかなというふうに思うのですが。

それであれば、ディーラーに下取りをしてもらった方が私がかえってよろしいのではないのかなというふうに思うのですが、その点どうでしょうか。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） まず1点目ですけれども、今回、機種をコマツのWA380-8を指定しているということもございまして、基本的にはその車種といたしますか、機種を扱っている業者3社から見積りを徴した結果が、結果的に一番やっぱりコマツ道東の帯広支社が安かったという形になります。

もう1点の下取りとの関係ですけれども、確かに堆肥化処理施設で使用している部分、車両というのは、ホイールローダー、かなり大きなホイールローダーでして、通常であれば一般の農家等で使うサイズではないかなというふうには思っています。

下取りで出した方が高く売却できるかどうかということについては、正直その細かな部分まで検討してはいないのですが、今回、先ほども申したとおり、売却は売却、購入は購入という形では整理はさせていただきました。

今、宮部議員がおっしゃったことも踏まえて、その点については、こういった特殊車両が、下取りが良いのか売却が良いのかといったところについては、ちょっといろんな事例も参考にしながら、今後ちょっと研究はしてみたいなというふうには思っています。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 1台目の更新のときには、確か下取りに出したと思うのですよね。それでそこその値段付いていたと思うのですが。

多分、先ほど10年ぐらいで入れ替えているということなのですが、大体時間もかなり乗って、ある程度故障も出てきて修繕費もかかるということで、多分更新していくと思うのですが、そうするとやっぱり、次、地元の農家さんとか業者さんで買ってくれる人というのはそんなにいないと思うのです、修繕費までかけて。

であれば、やっぱり私は、ディーラーに出して、少しでもお金に変えた方が私にはいいのではないかなというふうに思うので、やっぱりちょっとその辺検討していただきたいなというふうに思います。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑ございますか。

なければ、これで質疑を終わります。

議案第53号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第53号、財産の購入についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎日程第37 議案第54号 工事請負契約の締結について

○議長（中井康雄君） 日程第37、議案第54号、工事請負契約の締結についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、新庁舎外構整備工事について、6月5日に指名競争入札を行った結果、落札しました業者と工事請負契約を締結しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 議案第54号、工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー11番、議案関係資料37ページをお開きください。

新庁舎外構整備工事ではありますが、工事請負契約の締結について記載しております。

新庁舎外構整備工事は、5社による指名競争入札を行いました。

落札業者は、永井工業株式会社で、予定価格6,196万3,000円に対して、6,138万円で落札率は99.06%であります。

また、二番札は6,182万円でありました。

工事の概要については、整備面積7,090平方メートルのうち、舗装整備3,050平方メートル、芝生整備1,576平方メートルを行うとともに、掘削及び路上盛土などの基盤整備、側溝及びマンホールなどの施設整備、植栽整備を行うものでございます。

また、工期につきましては、令和3年9月30日までの工期で実施しようとするものでございます。

なお、38ページに駐車場詳細図を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第54号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 1点確認したいのですが、工期の関係です。

確か来年の連休ころには全部仕上がって終わるのかなという理解だったのですが、

今見ると、来年の9月30日、かなり、3カ月ぐらい伸びているのかな。

この辺の関係について、延びた理由等について説明していただきたいと思うのですが。

○議長（中井康雄君） 川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 新庁舎の本体工事につきましては、来年の3月、そして引っ越しにつきましては、来年の5月を予定しておりました。

今回の外構整備工事につきましては、2カ年による工事になります。

それで、今年度につきましては、東側の駐車場の路盤整備というか、これを行いまして、引っ越しの準備のための工事を進めます。

西側ですね、西側の正面玄関前の舗装にする部分について、路盤整備。

そして、来年の4月に舗装していくということになりますが、来年に入って、それ以降の芝生整備、それに西側等のアスファルト工事というふうに入ってきます。

よって、来年の9月30日までの工期ということ取り進めていく。

そのような考えであります。

○議長（中井康雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） そういうことで9月30日になったということだと思っておりますけれども、私が言っているのは、当初の構想の段階では、連休の段階で大体全部終わるという理解の仕方をしていたのですけれども、結果的にこれを見ると、連休後の9月30日まで工期が延びているということについては、何か理由があるのですかという、その点を聞いているのです。

○議長（中井康雄君） 川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 今の黒田議員の質問にお答えしたいと思います。

この外構工事につきましては、もともと秋口を、いわゆる9月30日ですね。

この部分に予定しておりました。

本庁舎につきましては、来年の3月、それで5月に引っ越しというような形で考えておりましたけれども、この外構の部分につきましては、もともと秋口というふうに想定していたものでございます。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑ございますか。

なければ、これで質疑を終わります。

議案第54号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第54号、工事請負契約の締結についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎日程第38 議案第55号 工事請負契約の締結について

◎日程第39 議案第56号 工事請負契約の締結について

○議長（中井康雄君） この際、日程第38、議案第55号、日程第39、議案第56号、

工事請負契約の締結についての2件を一括して議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

(森田匡彦村長登壇)

○村長（森田匡彦君） ただいま、一括上程議案に供されました、提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、中札内消防庁舎増築及び改修にかかる建築主体工事と機械設備工事について、6月5日に指名競争入札を行った結果、それぞれの工事において落札しました業者と、工事請負契約を締結しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 議案第55号、工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー11番、議案関係資料をご用意いたします。

過日、6月5日に消防庁舎の増築及び改修工事に係る指名競争入札を実施しました。

最初に39ページをお開きください。

中札内消防庁舎増築及び改修建築主体工事における工事請負契約の締結について記載しております。

本工事は、6社による指名競争入札を行いました。

落札業者は、株式会社ネクサスで、予定価格1億9,624万円に対して、1億9,415万円で落札し、落札率は98.93%でございます。

また、二番札は1億9,536万円でございます。

工事概要につきましては、増築部の面積は264.45平方メートルで、現消防庁舎の東側に増設します。

改修部の面積は631.65平方メートルで、外壁塗装、屋上防水、内装改修等を行います。

また、工期につきましては、令和3年3月16日までの工期で実施しようとするものでございます。

なお、40ページから43ページまで、配置図、平面図及び立面図を添付しておりますのでご覧いただきたいと思っております。

次に、44ページをお開きください。

議案第56号、中札内消防庁舎増築及び改修機械設備工事における工事請負契約の締結について記載しております。

本工事は、7社による指名競争入札を行いました。

落札業者は、株式会社昭和熱器工業で、予定価格6,358万円に対して、6,292万円で落札し、落札率は98.96%であります。

また、二番札は6,325万円でありました。

工事概要については、給排水設備、給湯設備、冷暖房設備及び衛生設備の改修を行います。

また、工期については、先の工事同様、令和3年3月16日までの工期で実施しようとするものでございます。

なお、45ページから48ページまでに、増築及び改修する1階、2階の空調設備に係る

平面図を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第55号、議案第56号、これらの2件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第55号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第55号、工事請負契約の締結についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議案第56号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第56号、工事請負契約の締結についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎日程第40 議案第57号 工事請負契約の締結について

○議長（中井康雄君） 日程第40、議案第57号、工事請負契約の締結についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、あけぼの団地ストック改善工事について、6月5日に指名競争入札を行った結果、落札しました業者と工事請負契約を締結しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 議案第57号、工事請負契約の締結について、補足説明を申し

上げます。

黒ナンバー 11 番、議案関係資料 49 ページをお開きください。

あけぼの団地ストック改善工事ではありますが、工事請負契約の締結について記載しております。

あけぼの団地ストック改善工事は、7 社による指名競争入札を行いました。

落札業者は、株式会社佐藤工務店で、予定価格 5,636 万 4,000 円に対して、5,126 万円で、落札率は 90.94% であります。

また、二番札は 5,161 万 2,000 円であります。

工事の概要については、あけぼの団地 1 棟から 3 棟において、外壁及び屋根の長寿命化改修、内部居住性向上改善であります。

なお、50 ページから 52 ページまで、配置図、立面図及び平面図を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第 57 号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第 57 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 57 号、工事請負契約の締結についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 57 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 4 1 議案第 5 8 号 令和 2 年度中札内村一般会計補正予算について

◎日程第 4 2 議案第 5 9 号 令和 2 年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について

◎日程第 4 3 議案第 6 0 号 令和 2 年度中札内村介護保険特別会計補正予算について

◎日程第 4 4 議案第 6 1 号 令和 2 年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について

◎日程第 4 5 議案第 6 2 号 令和 2 年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

○議長（中井康雄君） この際、日程第 4 1、議案第 5 8 号、令和 2 年度中札内村一般会計補正予算について、日程第 4 2、議案第 5 9 号、令和 2 年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について、日程第 4 3、議案第 6 0 号、令和 2 年度中札内村介護保険特別会計補正予算について、日程第 4 4、議案第 6 1 号、令和 2 年度中札内村簡易水道事業特

別会計補正予算について、日程第45、議案第62号、令和2年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算についての5件を一括して議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

(森田匡彦村長登壇)

○村長（森田匡彦君） ただいま、一括上程議題に供されました、各会計補正予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

はじめに、一般会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ1億6,265万6,000円を追加し、総額を63億1,859万1,000円に調整したものであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ61万6,000万円を追加し、総額を4億4,441万6,000円に調整したものであります。

次に、介護保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ4万8,000円を追加し、総額を2億9,294万8,000円に調整したものであります。

次に、簡易水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ2万5,000円を追加し、総額を1億3,162万5,000円に調整したものであります。

次に、公共下水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ378万2,000円を追加し、総額を2億9,348万2,000円に調整したものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） それでは、令和2年度6月定例会各会計補正予算の補足説明を申し上げます。

まず、黒ナンバー6番、一般会計補正予算書の32ページをお開きいただきたいと思っております。

給与費明細書であります。今回の補正における人件費についてであります。

はじめに、特別職につきましては、長等の共済において、共済組合等負担率が上がっていることに伴う追加を行うものでございます。

次に、33ページに移ります。

一般職であります。4月1日付けの人事異動や昇格に伴う組み替え、扶養人数の変更などを行っていることや、退職等による予算減額を行っております。

また、共済費については、長等同様に、共済組合等負担率が上がっているため、共済費を追加しております。退職等により予算減額が上回るため、減額となっております。

併せて、介護保険特別会計、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計についても、人事異動等に伴う給与及び共済費の増額と共済組合等負担率が上がっていることによる共済費の追加を行うものでございます。

これにより、人件費のみの補正である簡易水道特別会計、公共下水道事業特別会計の補足説明は省略させていただきます。

それでは、これより一般会計の歳出の主なものから説明させていただきますが、歳出の関係のある特定財源につきましては、併せて説明いたしますので、歳入では同様の説明を省略させていただきます。

また、概ね30万円以上の補正予算について、説明を申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染拡大防止、感染拡大影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため、緊急経済対策を地域の实情に応じてきめ細やかに必要な事業を取り進める、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る補正予算について、主なものを説明申し上げます。

最初に10ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄下段、消耗品費52万3,000円の追加は、すでに既存の予算により設置を取り進めておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、職員の座席の対面において、飛沫感染を防ぐため、クリアパーティションを設置するものでございます。

次に、11ページをお開きください。

7目電子計算費、説明欄下段、電子計算機管理費335万9,000円の追加は、主に執務室分離に伴う消耗品、テレワーク導入に伴う電話料、庁内LAN回線の委託、テレワーク用の備品購入であります。

次に、16ページをお開きください。

3款民生費、2項、1目児童福祉費、説明欄下段、放課後児童クラブ備品172万5,000円の追加は、児童館及び上札幌内交流館で行っている放課後児童クラブにおいて、大型空気清浄機、加湿器を購入し、新型コロナウイルス感染の拡大防止を図るため設置するものでございます。

次に、18ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目健康づくり推進費、説明欄上段、健康づくり一般経費78万7,000円の追加は、新型コロナウイルス感染の拡大防止の普及に係るリーフレットの購入、そのリーフレットを全戸配布する郵便料。

マスク及び手指用消毒液などの消耗品を購入するものでございます。

次に、説明欄下段、七色献立プロジェクト246万5,000円の追加は、健康支援事業の取り進めにあたって、密集を防止するため、体組成計、血圧計、デジタルサイネージ等を購入するものでございます。

次に、19ページをお開きください。

6目成人保健事業費、説明欄上段、備品購入費168万5,000円の追加は、健診用備品として、リモートトリプライコール送受信機を購入し、公共的空間の安心安全づくりを創出するとともに、健康教育用備品として、成人保健事業における健康支援において、密集を防止するため、血圧計等を購入するものでございます。

次に、24ページをお開きください。

7款、1項商工観光費、2目商工振興費、説明欄上段、商工業家賃等支援臨時助成金600万円の追加は、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同月比売上が20%以上減少した商工業者に対し、店舗の家賃の支払いに対する助成金を交付するものでございます。

次に、その下段、緊急事態措置・休業要請支援金600万円の追加は、北海道からの緊急事態措置の延長に伴い、北海道の要請を受けて休業した事業者に対し、1事業者当たり20万円の支援金を上乗せするものでございます。

次に、その下段、商工業経営持続化支援金5,000万円の追加は、売上が前年同月比20%以上減少している事業者に対し、一律定額で50万円を支援金として給付するものでございます。

次に、25ページをお開きください。

25ページ下段から26ページ上段にかけて、9款、1項消防費に係る消耗品費の追加予算を計上しておりますが、25ページの災害対策費の消耗品費210万8,000円については、災害用備蓄に伴うマスク及び防護服等を購入するものでございます。

26ページの消防団費106万5,000円の追加は、消防団活動における新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスク及び手指用消毒液などの消耗品と、非接触赤外線式体温計等を購入するものでございます。

次に、27ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、3目学校教育振興費、説明欄、GIGAスクールサポーター派遣委託268万4,000円の追加は、この後の説明にも関係するものでございますが、今回、GIGAスクール構想の加速による学びの保障を取り進めるため、児童生徒、教師用としてタブレットを購入いたします。

そのタブレットにおいて学校環境整備の初期対応を行うものでございます。

次に、28ページをご覧ください。

10款教育費、3項小学校費、1目学校管理費、説明欄中段、中札内小学校管理費111万9,000円の追加は、学びの保証のための人的・物的体制整備事業として、家庭学習用教材ファイルをすべての児童に配布、手指消毒器、消毒用アルコールを購入するとともに、児童用水道の蛇口をワンタッチレバーハンドルに取り換えることや、保健室にエアコンを設置するものでございます。

次に、その下段、説明欄、中札内小学校教材費の備品購入費341万9,000円の追加は、GIGAスクール構想の加速による学びの保障を取り進めるため、遠隔学習のためのデジタルビデオカメラ、液晶ディスプレイ、タブレットを購入するものでございます。

次に、その下段、説明欄、中札内小学校一般経費の備品購入費94万1,000円の追加は、普通学級に加湿空気清浄機等を購入するものでございます。

次に、その下段、説明欄、上札内小学校管理費50万2,000円の追加は、中札内小学校同様に、学びの保証のための人的・物的体制整備事業として、家庭学習用教材ファイルをすべての児童に配布、手指消毒器、消毒用アルコールを購入するとともに、児童用水道の蛇口をワンタッチレバーハンドルに取り換えることや、保健室にエアコンを設置するものでございます。

次に、29ページをお開きください。

説明欄上段、上札内小学校教材費の備品購入費148万6,000円の追加についても、中札内小学校同様に、GIGAスクール構想の加速による学びの保障を取り進めるため、遠隔学習のためのデジタルビデオカメラ、液晶ディスプレイ、タブレットを購入するものでございます。

次に、その下段、説明欄、上札内小学校一般経費の電話料68万5,000円の追加は、GIGAスクール構想の実現に向けたWi-Fi設置に伴う電話料の増加でございます。

次に、4項中学校費、1目学校管理費、説明欄中段、中札内中学校管理費139万1,000円の追加は、先の小学校同様に、学びの保証のための人的・物的体制整備事業として、家庭学習用教材ファイルをすべての生徒に配布、手指用消毒器、消毒用アルコールを購入するとともに、体育館等に網戸を取り付けることや、保健室にエアコン設置を取り進めるものでございます。

次に、その下段、説明欄、中札内中学校教材費の備品購入費183万5,000円の追加についても、小学校同様にGIGAスクール構想の加速による学びの保障を取り進めるた

め、遠隔学習のためのデジタルカメラ、タブレットを購入するものでございます。

次に、30ページをご覧ください。

10款教育費、5項社会教育費、3目社会教育振興費、説明欄下段、体育振興費55万2,000円の追加は、子どもから高齢者までそれぞれの世代ごとの運動教室に講師派遣を行い、参加人数を10名から15名程度にしぼって、運動会場が密にならない状態にして取り進めるものでございます。

新型コロナウイルスの感染防止に係る対応する補正予算についての特定財源として、国から公立学校情報機器整備費補助金574万7,000円と、地方創生臨時交付金5,136万3,000円を充当するとともに、今回、残りの新型コロナウイルス感染症に対応する財源部分については、国からの第2次地方創生臨時交付金を想定し、財政調整基金で繰入、額が確定次第、振替を取り進めるものでございます。

それでは、戻っていただきまして、新型コロナウイルス感染症対応以外の予算について、説明を申し上げます。

13ページをお開きください。

2款総務費、4項、1目戸籍住民費、説明欄下段、戸籍付表システム改修委託711万3,000円の追加は、デジタル手続法の改正に伴い、システム改修を取り進めるものでございます。

なお、特定財源として、国庫補助金を追加するものでございます。

次に、その下段、個人番号カード等交付事務負担金180万6,000円の追加は、マイナンバーカードにおける関連事務の委任を受けている地方公共団体、情報システム機構に対して、マイナンバーカードの交付数に応じて負担金を収めるもので、今年度、特別定額給付金により、マイナンバーカードの交付数が増加すると見込まれることによるものでございます。

なお、特定財源として、国庫補助金を同額追加するものでございます。

次に、15ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、説明欄下段、高齢者民間バス交通費40万円の追加は、高齢者の日常生活や社会活動を支援するため、70歳以上の高齢者に対し、十勝バス広尾線の利用時のバス運賃を全額助成するものでございます。

なお、特定財源として、福祉基金を繰入するものでございます。

次に、21ページをお開きください。

6款農業林業費、2項農業費、2目農業振興事業費、説明欄下段、一般備品88万円の追加及び畑作構造転換事業補助金6,889万3,000円の追加は、事業主体の中札内村農協において、圃場実用用GPS端末を購入するとともに、甜菜の風害・湿害軽減技術の導入、馬鈴しょの抵抗性品質の導入、豆類の密植栽培、罹病率の低い種子用馬鈴しょの生産に対して、北海道の補助が採択されたことにより、村の会計を通し、事業実施主体に対して交付するため、補助金を追加するものでございます。

なお、特定財源として、道補助金についても追加しております。

次に、その下段、説明欄、強い農業担い手づくり総合支援交付金103万9,000円の追加は、取り組み主体者の農業者のビーンスレッシャーの購入に対して、北海道の補助が採択されたことにより、村の会計を通し、取り組み主体者に対して交付するため、補助金を追加するものでございます。

なお、特定財源として、道補助金についても、同額の103万9,000円を追加しております。

次に、22ページをお開きください。

3項畜産費、3目牧場費、説明欄中段、牧場管理費145万8,000円の追加は、5月の臨時会において、補正予算の可決をいただきました草地造成を実施する予算について、草地造成箇所が確定し、支障木伐採処理を行うとともに、草地造成箇所内にパドックがあるため撤去するものでございます。

なお、特定財源として、食と農業農村振興基金から110万円繰入れを行うものでございます。

最後になりますが、今回の補正予算に対して、歳出に見合う額を国からの第2次地方創生臨時交付金を想定し、財政調整基金を繰り入れて調整するものでございます。

以上で、一般会計補正予算の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（中井康雄君） それでは、ここで休憩をさせていただいて、休憩後に住民課長の補足説明から行いたいと思います。

それでは、14時10分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時10分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

補足説明、高島住民課長。

○住民課長（高島啓至君） それでは、補足説明いたします。

黒ナンバー7番、国民健康保険特別会計補正予算書の歳出、7ページをお開きください。

ページ上段、1款総務費、1項、1目一般管理費、説明欄上段、ソフトライセンス使用料24万2,000円の増額は、昨年度において導入いたしました国保事務処理標準システムのデータファイル使用に係るライセンス期間が1年間であることが発覚し、当初予算において使用料を計上していなかったため、今回、所要額を追加するものであります。

その下、2款保険給付費、6項、1目傷病手当金37万4,000円の追加は、先ほどの国保条例の一部改正に関連して、新たに予算計上するもので、新型コロナウイルスの感染または感染疑いのある被保険者への傷病手当金の支給見込み額を10名分、1週間程度の期間を想定し、追加するものであります。

なお、歳出の増額に係る財源としては、ページ中列、道補助金により、それぞれ同額の収入を見込んでおります。

以上で補足を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第58号から議案第62号、これら5件を一括して質疑を行います。

質疑はありますか。

6番船田議員。

○6番（船田幸一君） 一般会計補正予算についてであります。コロナウイルス感染症対策、いわゆるコロナ危機対策として、商工観光関連では、国からの地方創生臨時交付金と一般財源を合わせて6,200万円が予算化計上されています。

基幹産業の農業振興関連では、コロナ危機対策が今回の補正予算に組み込まれていないようですが、組み込まれていない理由、見解をお尋ねいたします。

さらに、実態として、肉牛、豆類、生産資材などの消費や価格動向に影響が出ていますが、今後に向けてどのような対策を実施予定ですか。

お伺いいたします。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 農業関連のコロナウイルスの影響を受ける対策等についてですけれども、基本的に今現在は、経済産業省を中心とした商工業を中心とした支援を行っていますけれども、国においては、今国会で審議されている2次交付金の中でも、農業者に対する支援金のメニューというのも検討されていますし、今、船田議員がおっしゃりました、例えば、一部の牛肉あたりでは、消費が拡大しないということもあって、価格が下落しているというような情報もございまして、そういった施策については、国の方も支援メニューというのを講じていますので、村としても国のそういった制度の動向を注視しつつ、必要に応じて支援策という、その場合、必要が出た場合には、またそういったところもきちんと検討していきたいというふうには思っています。

○議長（中井康雄君） 5番北嶋議員。

○5番（北嶋信昭君） それでは、2点ほどお伺いしたいと思います。

農業振興事業で、補助金が莫大なものが入っているのですが、補助金の入り方によって、過去は農家が申請をして、農協と打ち合わせをし、農協は役場と打ち合わせして、道なり国なり申請をしてきたはずなのですよ。

今はその実態というのはどうなのですかね。

多分、聞くところによると農協が直接していると、そういう話を聞くときあるのですが、村としてどれだけのお手伝いをしているのかということをお伺いしたいのと、今、コロナ対策にありましたけれども、商工会に関しては、議会でも言っていますし、かなりの補助金と助けをしていると思うのですが、今、船田議員が言ったように、農業関連に関してはどうなのですかね。

農協と相談したりしてきたのですか。

今、課長の言うように、国から今面倒見ますからでなくて、中札内はどうするのですかという話なのですよ。

商工会に関しては、3段階、4段階の補助金だとか助成金だとかっていろいろ出していますよね。

中札内、農業は農協が各戸に5万円、職員に5万円出しました。

村は農業関係ないのですか。

150億円近くの生産物、売上を持っていて、その中から税金に行って交付金で戻ってくるのは農業の率というのはものすごく大きいはずなのですよ。

ここで、なんで農業としての、農業関連に関して何も出てこない。

国の補助だけでいいのですか。

この2点を伺います。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 今、北嶋議員のご質問、また、船田議員の質問にも一部かかる部分もあるかと思えます。

ご指摘のとおり、農協さんの方と、今回のコロナ対策の関係で直接的にお話をしている部分は、現段階では確かにございません。

情報としては、先ほど、産業課長が答えましたとおり、肉牛の価格の問題については情報としては得ているという状況でございます。

ただ、今、コロナ対策として商工業関係に中心的に行っているというのは、実際、その経営を継続すること自体が困難な状況にあるという実態でございますので、今の段階では、そのこの部分の補償なり休業補償、家賃補償も含めて業務を続けていくというところに視点を置いて、経済対策的な村単独の対策も含めて行ってきているところでございます。

併せて、感染症対策も同様と。

ただ、ご存知のとおり、国も2次補正で12日ぐらいに決定するようですけれども、2兆円の臨時交付金の上乗せも現実問題されています。

現実的には、その部分、経済を再生するための予算という部分が大きなウエイトを占めているものというふうに考えております。

ですから、今、村の中でも当初1次補正の1兆円の臨時交付金を充当して、これ5、100万円ぐらいですけれども、それを上回るような事業計画を立てております。

その中には、これから商工業の事業が継続していけるような施策も、今後、補正予算として、さらにまだ上げなければならないという状況にございますので、急いで農業関係の、農協さんを中心に情報を得ながら、そういった対策の中に農業関係の施策も入れるかどうかについては検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 今回、畑作構造転換事業補助金の方、道の方の採択が通りまして、補助金の方、歳入歳出ともに予算を計上させていただきましたが、この補助金のメニュー、内容につきましては、農協の農産部の方と連携をしながら、協議して補助メニューの内容の方については、道の方に上げさせていただいているところです。

○議長（中井康雄君） 5番北嶋議員。

○5番（北嶋信昭君） 課長の答弁に関しては、ちょっと疑問があるのですが、やはりもうちょっと、村は農協と密にしていろんなことをやっていただかないと。

農業予算ばかり上がって村が喜んでいるのではなくて、枝豆がよくて喜んでいることでなくて、村と農協ともっと接点を持ちながらいろんな話をさせていただかないと。

農協と今、本当に、一般予算見てもそんなのですよ。

去年に枝豆のハーベスター、四千何百万円だけで、あとは農業に対しての村の助成金というのは一切ないのですよ。

多少はあります、今出た種芋だとかいろんなものでは、微々たるあるのだけでも、もっと農協と接点を持ちながら、農協と村とが一体となってやれることがあるはずなのですよ。

何か、今の状況を聞きますと、副村長の話もだけど、国のことを言っているのではないのですよ、自分は。

国は国でこうやって見てくれることがあるのです。

商工会だってあるのですよ、今、国で見てくれることは。

ただ、村として、農協と打ち合わせか接点、いろんなことをしながら、村として農家にどうやってやれるかということをお話したことあるのですかね。

そこを大事だと思っているのですよ。

今、農業景気いい話があります、いくらでも。

だけでも、全部が景気いいわけではありません。

これが肉牛だとか何とかに関しては、国の方でいろいろ見てくれるのだろうけども。

農協はそれでは、なんで農家に5万円、1戸に5万円、職員に5万円。

これ、コロナ対策なのですよ。

村はどうして農家に関して、そういうことに踏み込んでいかないのですかね。

いかがなものでしょうか。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 農業施策に関連して、経済対策的なものを今の段階で手を打っていないというのは、先ほど答えたとおりでございます。

その部分については、先ほども答弁しましたとおり、農協さんときちんと打ち合わせをしながら、必要がある部分については対策を打つべきかどうかの判断も含めて検討していきたいというふうに思います。

ただ、これまで手を打ってきた村の施策、単独も含めて、この部分については、農家さんだけですか商工業者、事業継続の部分は別として、一人ひとりの個人に対するものとしては、国の定額給付金の当然早期給付ですとか、マスクの費用の助成による価格の低減対策ですとか、そういった形で均等な支援を全村民に対して行っているという状況でございます。

特に農家さんに限定してとかいう部分は確かに今のところはありませんけれども、そういった部分、今どうしても緊急にということはどうしても優先にせざるを得なかったというのが実態かなと。

ただ、おざなりにしているつもりは毛頭ありませんし、必要な支援があれば、それは国の財政支援だけでなく、基金を使ってでもそういった支援はすべきときは当然しなければならぬというふうに思うところであります。

○議長（中井康雄君） 5番北嶋議員。

○5番（北嶋信昭君） ちょっとずれているような気するのですが、村としてですよ。

考えてもらうことがいっぱいあるのと、農協との話し合いを密にしているのかなということがものすごく感じられるのですよ。

例えば、一般予算組むときも、農協とどういう話をしているのかということもちょっと聞きたい部分もあるのですが、やっぱり農家だって村民ですよ。

商工会商工会って商工会はやることは大賛成だしいいことしたと思っているのですよ。

であるのなら、農家にも農協ともそういう関係の中で話をしながら、コロナ対策というのは考えていただきたい。

それから、今農家ばかりの話をしているのですが、商工会に助成金を出しています。

ところが、その中にパートで働いている人だとか、従業員が1週間休んだとき給料をもらえたのかとか。

それから、帯広に行っているサラリーマンなんかは、仕事が休日になってきちんと給料をもらっているのか、パートももらっているのか。

そういうものも十分調べていかなかったら、組織ばかり見ていたってダメなのですよ。

そういうことも十分頭に置きながら、コロナ対策というのは、自分としてはまだこれで終わっていない、これからあるかもしれないと。

他町村では50%のものを出したと言うけど、今うちで50%出したらもうこれ以上ないわけですよ。

けれども、もうちょっと農協とも、それから商工会とも、組織ではなくて、農協は組織です。

商工会の中のパートさんなんかはどうなっているのだから、そういうものも十分検討していただきながら、コロナ対策に対して考えていただきたい。

最後ですけど、しつこいですけども、もうちょっと農協と話し合いをしてください。

予算のとき、コロナのだから、確かに農協はそうしたのだけれども、村としてそういう対策

の中に、農家にどうやってやれるかという話はできるはずなのですよ。

それをしないで、国から今来るなんていう話ではならないのですよ。

もっと言わせてもらえば、我々だって税金、商工会の人と同じだけ払っているのですよ。

そういうものを考えていったときに、もっと村として、農協なり商工会ももっと深く話をするべきだし、やっぱり足を運んで、特に農協にはもっと足を運んで、普段から農協と村とどういうふうにできるかということをよく話し合いながら、全体で言えば、村、農協、商工会、これ一体となってやってもらわなくてはいけないことなのですよ。

そういうもので、十分検討していただきながら、今後実行に移していただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） ご意見として、今後の課題として承っておきたいと思います。

そのほかに質疑ございますか。

4番大和田議員。

○4番（大和田彰子君） 15ページの高齢者民間バス交通費のところちょっとお伺いしたいのですけれども、これ、説明する前までは、どういう目的で全額助成することになったのかなと思っていたのですけれども、先ほどの説明で、高齢者の日常生活を保障するためという内容だったのですけれども、バス路線を維持、ここも十勝バスが乗る乗車率、本当に悪いというところで、バス路線の維持も目的かな。

最初は、それか、福祉目的なのかなってちょっと思ったのですけれども、福祉目的ということが分かったのですけれども、それと並行に、バス路線を守るという意味で、本当であれば、中札内だけでなく、南十勝全体として取り組む必要があるのではないかなって思っておりましたけれども、ほかの町村では、こうやって助成するかどうかは分からないのですけれども、そういう維持をするためには、そういう方法もあるのではないかなってちょっと思いました。

それで、今回、全額無償化するというのは、そこまでやる理由をもう少し詳しく聞かせていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） ただいまの高齢者民間バス運賃助成の関係ですけれども、一つ目的には、高齢者の方の日常生活、社会参加を支援するということと、生きがいを持って、活動量を増やしてお出かけする機会とかもたくさん持ってほしいというのが、もう一つ大きくありますけれども、内部の話し合いの背景の中では、やはりバス路線の維持というのも大切な視点だということでは押さえているところでございます。

内容としては、広尾線の助成ということに、今回はしております。

中札内を起点として帯広へ行くということもそうですし、中札内を起点として更別、大樹、広尾というふうな、下り線の方に乗っていくところについても助成の対象としておりますけれども、十勝全域となると、なかなかちょっと難しいところもあるので、広尾線の助成ということで制度設計をさせていただきました。

全額助成の理由ですけれども、まずは高齢者の方にこの制度を使っていたいただきたいということもありますし、あまり負担をかけずに利用してほしいということも話し合いの中で出てきているところでございます。

ちょっと不足の部分あるかもしれませんが、以上でございます。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 追加しての部分、ちょっと説明をさせていただきたいと思いません。

福祉目的というのが第一義的にあるかと思えます。

二次的な要素では、バス路線の維持対策、それにも寄与する。

それだけではなくて、当初予算の段階で、総務課の予算の中では、高齢者のサポカー助成、安全対策ですね。

そういった部分との関連もございませう。

できるだけ外へ出ていただきたい。

だけど、危険が伴うケースも当然あり得るので、どうしても車に乗ってしまう等々いうところに、実はサポカーのところで補てんするというか。

それにプラス、やっぱり高齢者になると運転免許証の返納という問題がやっぱり出てきます。

だけど、やっぱり病院に通うにもバスを利用しなければならない。

結果的になかなか出ることが少なくなると。

そういったことを回避するためにも、こういった福祉のサービスとしてのバス運賃の助成というのは、総体的に目的的には福祉的な目的の方が強いわけですがけれども、総合的な支援策として、補正で最後に運賃助成を今回、計上させていただいたということでございませう。

○議長（中井康雄君） 4番大和田議員。

○4番（大和田彰子君） 分かりました、ありがとうございます。

教育費のところの、27ページのGIGAスクールサポーター派遣委託って書いてあるんですけども、委託料ですね。

委託するということは、そういうサポーターの人材を派遣するということだと理解しているんですけども、今どこでもこういうGIGAスクールが一斉に始まったというところで、必要な人材を確保というのは大変ではないのかなと思って、その辺のはすでに委託先と言うのでしょうか、は、もう想定されているのかなっていうところですね。

それと、その28ページの次のGIGAスクールの教材費のところのコンピュータですか、タブレット。

一斉に事業が開始されるころになりますけれども、そのタブレット等の供給は支障なく入荷できる状態なのかをお聞きいたします。

○議長（中井康雄君） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部雅行君） 2点、ご質問をいただきました。

まず1点目のサポーター派遣委託についてですけども、これにつきましては、パソコン導入時に設定というものが必要となってきます。

今回、タブレット導入について、この設定について補助はありませんでした。

今回、このサポーター事業ありますので、この設定と併せて、校内LANの初期対応。

そのほか、チームミーティングを行うときの、一般的にZoomとか使われていると思えますけども、そのような形も設定してもらおう。

あと、端末の使用マニュアル、ルールなどを作成してもらおうような形をやってもらおうと思っております。

予定といたしましては、新たに公募するのではなくて、導入するような業者の方からこれをお願いするような形を考えております。

もう1点のタブレットの状況なんですけども、今回6月で出すのは2回目になります。

1回目、3月の繰り越したやつについて、導入の見込みは、それがまず1回目で8月下旬ぐらいになると言われています。

今回のタブレットについては、やはり国の方、5年間で当初やる予定が前倒しでもう単年度でやるよというふうになりましたので、みんな手挙げていますので、時期は遅くなります。

今のところ、3月年度末ぐらいになるのでないかと言われていました。

そのような状況です。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑ありますか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それでは何点か説明をしていただきたいなというふうに思います。

まずは13ページの戸籍住民費、先ほど補足説明がありましたけども、言ってみれば、マイナンバー制度の関係かな、そういうふうに思うのですが、一般的に普及率が16%程度だということな言われ方しております、今回の一人10万円の関係についてもいろいろトラブルが多い、マイナンバーが進んでいないから、諸外国から見るといろんな面で立ち遅れているという、こんな報道がされているのですが、そんなこともあって、国からそれらの件について何か求められて、こういう補助金が付いて、システム改修や何かやっているのかなというふうにちょっと推測するのですが、そこら辺、具体的に国からどういう点について、各自治体にこのマイナンバーカードについての求め、そして、本村については住民なんですけども、それらについて具体的に国の方針に基づいて住民にPRしていくということになるかと思うのですが、その辺の経過、このマイナンバーカード等についての、そこら辺の考えが恐らくあって、こういう追加補正していると思うのですが、その辺の内容について、説明をしていただきたいなというふうに思います。

それから15ページの、今も質問がありました高齢者民間バス交通費400万円の関係です。

これについては、本当に今高齢化社会なんですけども、これからどんどん進化していくわけで、非常に画期的な制度でないかなというふうには私は思いますし、住民も期待をすることなのかなというふうに思っております。

それで、細かい話なんですけども、資料の53ページ、54ページですか、それぞれ運賃助成事業について細かく出ていますけども、その中身なんですけども、中札内を拠点に、それぞれ帯広、広尾については分かるのですが、その間に、例えば、大正だとか、あるいは忠類だとか、その他まだいろいろ途中下車なんかもある人もおりますよね。

そういったときについてはどんな処置になるのかという、その取扱いですか。

具体的に頭が、呼び込んでこないのですが、その辺の取扱いがどういうふうに考えられているのか。ちょっと細かいのですが、お聞きをしたいなというふうに思います。

それから、3点目ですけども、22ページの牧場費、大規模草地育成牧場設備補修工事の関係ですけども、先ほど、補足説明があったのですが、十分に読み取れなかったのですが、もっと具体的に、どこの設備を補修しようとしているのか。

簡単に分かりやすく、再度説明をお願いしたいなというふうに思います。

とりあえず、その点についてお願いをいたします。

○議長（中井康雄君） 高島住民課長。

○住民課長（高島啓至君） ご質問のあった1点目ですけども、総務課長の説明の中でもございましたが、国においてデジタル手続法という法律、成立しまして、内容としましては、国外に転出された方がマイナンバーカードを引き続き利用できるようにするというのが主の目的になった改修委託になっています。

これについては、戸籍の附票のシステムと住民基本台帳のシステムをリンクさせて、ネ

ットワーク化をすることが必要になるための委託料ということで、700万円以上金額がかかるもので、国からすべてが補てんされるということになっています。

一応、こちらについては100%の国の補助を受けるのであれば、令和2年度中に導入しなさいよという前提があるものですから、今回、補正として追加させていただいていません。

マイナンバーカードの関係で、一応村においても広報等で、一番当初は平成27年からですか、周知等々を行っているのですが、国においても進まないように、村においてもなかなか普及率というのは進んでいないのが実態かなというふうに思っています。

今回の給付金の中でも、テレビ報道等でされていましたが、なかなかマイナンバーカード持ってもスムーズな手続きにはなっていないということでしたが、村においては、逆に口座振込の形でかなりスムーズにできたのかなというふうに思っています。

一つ目の改修の方がそうですが、その下、個人番号カードと交付事務負担金というのは、こちらマイナンバーカードに付随したものですけども、これについては村の交付率ではなくて、国を全部引き上げて慣らした形で負担金を収めるということになっているので、中札内村が例え100%行ったとしても、この事務負担金についてはあまり影響がないのかなというふうに思っています。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） 黒田議員からの2点目の高齢者のバスの関係なのですけれども、この助成券のところの金額というか助成のところについては、随分検討はしてきたのですけれども、最終的には、帯広までの券ですと、途中で、例えば、大正なり愛国で降りたとしても、この750円というふうに記載したこの金額のものを入れて支払うという形に整理をしました。

同じく、広尾大樹方面につきましても、ここに記載してある金額よりも南の方と言いますか、広尾の方に近くなる場合については、かかるお金よりも遠くのところと言いますか、例えば、大樹よりも広尾、野塚ぐらいですかね、間のところで降りることになったとしても、広尾のところの金額に丸を付けて入れることで、ご本人の負担がなく降りることができるというような仕組みにさせていただきました。

検討の経過の中では、やはり使いやすさ、高齢者の方が使いやすいというところがありましたので、そういう方法を取ることにいたしました。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 大規模草地育成牧場の草地更新に伴う補修の部分でございますけれども、今回、草地更新をする場所がピョウタン牧区の2区画ということで、最終的に場所が確定しまして、その2区画内に牛寄せのパドックが2カ所あるのと、当初、放牧で使っていたために、水飲み場等がございまして、それを撤去するという部分で、今回、費用を計上させていただいています。

○議長（中井康雄君） 途中ですけれども、休憩をしたいと思しますので、お願いいたします。

15時まで休憩いたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時45分
再開 午後 2時59分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 13ページのマイナンバーカードについては、デジタル化ということで話を聞きまして分かりましたが、基本的にはマイナンバーカードがかなり普及されてないので、今回、国の方からいろいろな関係があって、具体的にこの住民にその率を上げるために、何かしら普及のために予算付いたのかなというふうにはちょっと理解をしたのですが、そういうことではないようですけれども、今後については、国として課題になっているので、いろいろな部分でマイナンバーカード制にすることによっていろいろな政策が受けられる時代になっていくのかなというふうには私は理解をしているところです。

それから15ページの高齢者民間バスの関係です。

基本的には理解をいたしました。もう1点、中札内から帯広まで750円ということなんです。

ただ、私もよく分からないのですが、帯広の750円というのは、帯広市内全部が750円であれば良いのですが、例えば、厚生病院だとか自衛隊の方に病院があるからそこに行くということになると、余分に100円、200円という料金がかかってくるのかなというふうにはちょっと想定しているのですが、そういう場合については、具体的にどういう取り扱い方になるのかなというふうに思いますので、説明をしていただきたいというふうに思います。

それから、商工振興費、先ほども議論なっていましたけれども、商工業の方で、三本立てで6,200万円、今回コロナ関係で助成金、支援金等を出すということなのですが、実際にこれから申請して審査して交付するわけですから、件数についてはそれではっきりするのでしょうか、予算計上時の段階で、例えば、商工業家賃等支援臨時助成金600万円ということで、先ほどの説明からいきますと、前年同月比20%下がっている場合について、この家賃等支援臨時助成金を出したいということなのですが、そうしますと、600万円という部分で何億円を想定して予算計上しているのかなということが1点と、あと緊急事態措置休業要請支援金ということで、北海道は5月6日の連休後から5月いっぱいまで延長になったのですね。

それに伴う北海道の支援金を出しているのですが、これについては、道の制度に上乗せ20万円をアップしてということなのですが、そうすると、想定としては30件を予定しているということになるのかな。

その20万円というのも、道の中では、飲食店でお酒の提供時間の短縮の場合については10万円を道で補助しているということなのですが、本村についてはそういう細かいところまで、細部を決めてこの緊急事態の600万円についてはやろうとしているのか。

その辺を説明していただきたいというふうに思います。

それから、大きく商工業経営持続化支援金ということで5,000万円ということですよ。

これは国の制度ということで、法人が200万円、個人事業主が100万円ということかな。

本村については、あるいは支給外になった事業者、あるいは上乗せということで、20%以上前年同月比で下がっている場合については50万円を支給しようということなのですが、割り返すと100件になるのかな。

そうすると、商工業何件あるかちょっと分からないのですが、おそらく中札内全部

の商工業者にいく50万円掛ける100件は5,000万円というそんな推測をするのですけども、どんな予定をして5,000万円という数字を出されているのか、そこら辺について、計上しているのか教えていただきたいというふうに思います。

それから25ページの消防の関係ですが、災害対策ということで、新型コロナという関連ですけども、多く言われているのは、いつ地震が来るか分からない、いつ災害時が来るか分からない、そういうときに新型コロナと被って、避難所で感染してしまうから、これについてはどこの町村も困っているわけですね。

そういうものを、中札内についても検討されているというふうに思うのですが、検討している間に地震来たら同じことになっちゃうのですが、具体的にどこまでそこら辺の新型コロナと避難所の関係が整理の話というのですか、そういうものがされているのかなということで、ちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） 高齢者のバス助成の関係ですけれども、基本的に中札内からを起点として乗り降りをするというふうに考えておまして、帯広の想定としては、帯広駅周辺の帯広バスターミナルのところまでになります。

それ以外の、例えば、違う病院に行くですとか、そこからまたどこかに行くところになると、自己負担ということになります。

帯広駅周辺までということですが。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） それでは、商工業の関係、3本の説明をさせていただきたいというふうに思いますけれども、1点目の家賃等支援臨時助成金の関係ですけれども、基本的に件数で見ているのは、店舗の賃貸を受けている店舗ということ想定をしまして、一応10件ということで想定をしています。

助成期間を1年間、国も6カ月と言っていますけれども、村の方では12カ月というふうに想定をしまして、月額家賃の2分の1を助成すると。

ただし、月の限度額を5万円というふうに設定していますので、予算上は5万円掛ける12カ月掛ける10件という見方で積算の方をさせていただいているところです。

続きまして、2点目の緊急事態措置休業要請支援金の関係です。

こちらの方につきましては、北海道の方でもともと休業した場合に20万円、そして夜の7時以降にお酒類の提供を止めたところに対しては10万円を支給しますという、もともと制度がありまして、その制度が結果的に自粛期間が延びたことにより、道の方も改めて追加の支援金を決定したところですが、村としてもそれに合わせる形で、上乗せで今回支援金を、一律ですけれども20万円という形になります。

従いまして、予算につきましては、先ほど黒田議員もおっしゃっていたとおり、30事業者掛ける20万円という形になりますけれども、この30事業者は北海道の要請を受けて休業し、なおかつ道の支援金の対象事業者ということになりますので、一応予算上30事業者というふうに見ております。

続きまして、経営持続化支援金の方ですけれども、こちらは国でやっています持続化給付金制度の、村の上乗せ制度という形になります。

予算では、先ほども黒田議員からもありましたとおり、100事業者、一応見ております。

村で商工会に加入している業者が大体110、その他商工会に入っていない業者が10業者くらいございまして、だいたい村内で約120前後商工業等営んでいる業者がいるか

と思いますけども、今回減少率を20%以上、国の制度は50%ですけれども、村の制度は20%とさせていただきます。

実際問題のところ、今の段階で20%以上落ち込んでいるところが何社あるかということでは把握はしていませんけども、120事業者の概ね2割はそんなに落ち込みは無いのであろうかというような感じで、予算上はですね。

それで100事業者ということで予算の方を計上させていただいているところです。

○議長（中井康雄君） 川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 黒田議員の質問にお答えしたいと思います。

災害対策費の消耗品になりますけども、これは防災備蓄用として今回購入するわけですが、避難所の運営ということで、これはまだ担当者レベルの、総務課内で協議している内容でございますが、密にならない状態をどういうふうに創出するかということをもまず考えております。

ですから、避難所を多く設けて対応するとか、パーティション等を設置して対応するとか、そういったところで密にならない状況をつくっていく。

さらに、今回マスクを購入するわけですけども、マスク等をこの備蓄用として持って、そういった配布をしながら、感染防止に向けた対策に当たっていくと、そういった形で今考えているところでございます。

○議長（中井康雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） その避難所の関係、担当者の段階というそんな説明があったのですけども、どこの町村もこれ重要課題ということで捉えて、検討段階でなくて実施に入らなければだめではないかという、そんな論議はしているようです。

よりまして、災害というのはいつ来るか分からないので、そのために本村についても対応できるような方法を、即急に考えていくべきだというふうに私は考えますので、よろしくお願いをしたいなというふうに思います。

それと今、商工の関係ですけども、だいたい分かりました。

分かりましたけども、前年同月ということになると、5月になるのか、6月になるのか分からないのですけども、そこら辺は商工会の方で分かることですから、その辺は商工会との連携ということになるのですけども、何月、前年同月対比をするということですから、それは何月なのか。

それともう1点は、当然商工会との連携する中でこの制度できてきたと思うのですけども、きちっと連携が取れているのか。

その辺を、3回目ですけども、聞きたいなというふうに思います。

それと、忘れていましたけども、感染症対応地方創生臨時交付金、当初、全国で1兆円という部分で本村については5,100万円の交付があったということで執行状況報告がありました。

予算を見ると、大きくは商工業の支援金の中で、財源として5,100万円を充てていこうと、こういうことですね。

自分ながら考えるのは、これにぴったり合わせるような支援金はないと思うのですけども、例えば、前回補正をした村の休業支援金約1,000万円だとか、プレミアム商品券420万円、あるいはマスク斡旋が700万円、その他庁舎だとか消毒をしたということでもかなりの額がかかっていますよね。

よって、全国で2兆円の臨時交付金の追加補正を、今、審議、国でしているのですけども、そういったものもこの2兆円の中、本村に幾らくるか分からないのですけども、そう

いったものも当然計画の中に入れた形で期待をしているというふうに思うのですが、プラス、先ほども農業の関係の支援金も出そうということも、この2兆円の、中札内幾ら来るか分からないけども、そんなことも考えていきたいという、そんなことも当然入ると思うのですが。

私の言いたいことは、そういう商工業以外にも1,000万円、2,000万円使っている支出があるのですね。

そういったものも臨時交付金の中に取り入れてもらうように努力をして、計画をしてもらう努力をすべきではないのかなというふうに思うのですが、その点も併せて答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 商工業の方の施策の前年度との対象月の比較の関係ですけども、基本的には各制度とも今年の2月から6月までを期間としています。

いずれかのひと月の中で売上が前年と比較して20%以上ということとしております。

商工会との連携ですけども、当然、制度20%落ち込んでいるかどうかの把握も含めてその辺商工会の方で行っていますし、例えば、商工会を通じて、あるいは普通に民間の金融機関で国のセーフティネットの適用を受けるための申請もされています。

こういった情報交換を密にしながら対象者の把握については努めていきたいというふうに思っています。

○議長（中井康雄君） 川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 黒田議員の質問にお答えしたいと思います。

これまで、コロナ対策を行ってきた事業についても、この地方創生臨時交付金の方で財源充当して、今までのやってきた、例えば、臨時財政調整基金で対応してきている部分について、最終的には振り替えるというような考えを持っております。

○議長（中井康雄君） それではほかに質疑はございますか。

2番中西議員。

○2番（中西千尋君） 29ページ、30ページにあります教育費の件で、学校教育管理費の部分のエアコン設置工事が3件、各学校に出ています。

その設置工事費が若干学校によって、35万円から多いのは41万円というような金額が出ておりますけれども、これは、まず機種が違うのか工事費にかかるのか、それと工事にかかる期間、今、学校休業時間等々が非常に多くあって学校も大変かと思うのですが、いつまでの工事なのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部雅行君） このエアコン設置につきましては、学校3校の保健室にエアコンを設置しようとするものです。

金額が多少違うのは、実際設置をした場合の見積もりをすでに早い段階で取っております、それぞれ場所等、部屋の大きさ等違いますので、多少工事費が変わってきます。

それでこのようなばらつきが出ております。

今回、この6月定例で可決していただければ、早急にこれを進めていく考えでいます。

○議長（中井康雄君） 2番中西議員。

○2番（中西千尋君） 分かりました。

保健室へ設置ということと、各学校によって設置場所等、設置工事に係る金額が違うということ。

同じ機種を付けるということの確認はよろしいですか。

○議長（中井康雄君） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部雅行君） 同様のものを設置いたします。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） それでは3点ほどお聞きします。

26ページの教育費の事務局費で、指導主事の人件費なのですが、三角の148万3,000円ということになっているのですが、確か3月の議会だったか、指導主事の給与に関しては村の職員の給与体系に準ずるといような規約か何かがあって、それから比べると指導主事の給与が高いのではないかという質問をしたことがあったのですが、今回、約150万円ほど減額になった理由というのですか、それはなぜここまで減額にするのかを1点お聞きしたいと思います。

それと2点目は、予算というよりも執行状況報告の中から2点ほどお聞きします。

成人保健事業の中で、個々の特定健診で、健診会場が保健センターから村民体育館へ移動すると、3密を避けるために今回は村民体育館へ移動するということが謳ってありました。

私もこの執行状況報告を読んで気付いたのですが、何日か前に大きな封筒で、特定健診の日にちやら時間等の案内が来たのですが、意外とこれ今までずっと保健センターでやってきていたものですから、思い込みによって、よく確認すれば体育館の方へ皆さん来てくれると思うのですが、やっぱりちょっと私のような早とちりの人間ですと、思い込みで保健センターの方へ行ってしまう方も出てくるのではないのかなということ、再度、何か情報を流すとかメール配信ですとかそういったことができないものなのかなというふうに1点気付きました。

その点どのようにお考えになっているのかお聞きします。

それと3点目は、大規草地育成牧場についてお聞きします。

これも執行状況報告の中で、今年も5月15日から入牧が始まったということでございますけれども、今年の入牧頭数を見ますと、昨年の資料から比較しますとかなり頭数が減っているのですよね。

今年が放牧が350頭、舎飼いで415頭ということで、放牧の数が非常に落ちていると。

その分舎飼いは昨年の倍くらい増えているのですけれども、なぜこんなに減少しているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

以上3点お願いします。

○議長（中井康雄君） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部雅行君） 私の方から指導主事の件についてご説明いたします。

当初予算から大幅に減った理由ですが、当初予算につきましては、これまで3年間いた指導主事の件費をもとに、仮に、仮定として計上していました。

それが実際今4月から配置された指導主事の方が年齢的にも若くて給料もはっきり言って安いという、単純に言えばその差でございます。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） 先ほどの宮部議員からの巡回健診の会場の件についてですが、まさしくそのように思いますので、情報無線、メール配信等で健診が近くなりましたときにご案内していきたいというふうに思っております。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 大規模草地育成牧場の関係ですけれども、執行状況報告の方でも書かせていただいておりますけれども、一応5月15日から順次入牧ということをやっておりますけれども、昔と違いまして、基本的に今大規模の方もカーフゲートさんが受託しておりますけれども、8カ月齢未満の牛も基本的にはカーフゲートさんで今哺育をしている状況でございます。

結果的に新札内のカーフゲートの方から、大規模の方には一斉ではなくても順次入れてくるということもあって、5月25日時点では、執行状況で書かせていただいたとおり、放牧が350頭で、舎飼いが415頭という形になっています。

舎飼いの方、今回今415頭ということで多くなつてはいるのですが、8カ月齢で基本的には大規模草地育成牧場の方には入ってくるのですが、その段階ではちょっとまだ足腰等がしっかりしていないですとか、まだ全体的に草地の状態が管理者も管理できていないというところもあって、若い牛、特に小さい8カ月齢、9カ月齢の牛については、今舎飼いで、基地の中で飼っているという状況です。

それである程度体力も付くと言いますか、慣れてきた段階で、順次放牧の方をしていくという状況です。

従いまして、舎飼いの方が今現在、現段階で415頭という形でちょっと多くなつているという状況です。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 指導主事と保健センター特定健診の方につきましては分かりました。

再度、特定健診については、情報無線なりメール配信等で流していただけるということで、よろしく願いいたします。

大規模草地ですけれども、舎飼いが増えて今のところまだ若い牛なのか舎飼いで飼って、それから放牧の方へ回しているのですか。

そういうことも分かったのですけれども、これ多分使用料と申しますか、利用料でいくとかなり減ってくるのではないのかなという気もするのですが、若干舎飼いの分は利用料も1頭当たり若干高いのでそんなに変わらないのかどうなのか、その辺をちょっとお聞きしたいのと、また、舎飼いの頭数が増えてくるということになると、数年前に発情検知器を購入されたと思うのですが、あれ二百何十頭分位しか買っていなかったと思うのですが、発情検知器等の数量は今のところ、十分に間に合っているのかどうなのか、その辺についてお伺いします。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） まず使用料の関係ですけれども、基本的に使用料につきましては舎飼いの方が高くなっています。

従いまして、農家さんに見れば、なるべくなら舎飼い期間を短くして、放牧の方がかなり安くなりますので、放牧に回すというところはあるのですが、今、若い8カ月齢の牛を中心に舎飼いで様子を見ているということなので、今こういう状況になっています。

従いまして、今後も当然、現行の牛としては750頭前後ですけれども、この部分については、順次カーフゲートの方から入ってきますので、どこまで行くというのは、今の段階では分からないのですが、現段階ではあまり利用料的なところでは、あまり大きな影響が出ないのかなというふうには、今の段階ではちょっと考えてはいるところです。

あと1点が、発情検知器ですけれども、先ほど言っていたように、今舎飼いで臨時で入って、もともと8カ月齢、9カ月齢を臨時でちょっと舎飼いに行っていると話をさせていただ

きましたけども、発情検知器が必要な適齢期といいますか、発情適期がだいたい13カ月齢、12カ月齢以降、13カ月齢、14カ月齢ということになりますので、新牛舎に配置する200頭、実質正確には240頭分あるのですが、その分で、十分検知器の方は対応できるというふうに考えています。

○議長（中井康雄君） よろしいでしょうか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 徐々にですけれども、これからカーフゲートさんの方から牧場の方に入ってくる牛が増えてくるというふうに理解をされていてよろしいですね。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 最終的には去年の実績も、夏季放牧、大体慣らしで、昔よりは減少はしているかとは思いますが、900頭くらいまでは昨年度の実績にもなってますので、この後の状況、今年がどうなるかは見えないですけども、一応、昨年度同様程度という期待はしているところです。

○議長（中井康雄君） それでは、ほかに質疑はございますか。

それでは、これで質疑は終わります。

議案第58号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第58号、令和2年度中札内村一般会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

議案第59号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第59号、令和2年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

議案第60号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第60号、令和2年度中札内村介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。
議案第61号に対する討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。
議案第61号、令和2年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決しま
す。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。
議案第62号に対する討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。
議案第62号、令和2年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算についてを採決し
ます。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。
本日の日程はすべて終了しました。
6月17日まで休会とし、本日はこれで散開します。

散会 午後 3時34分